

**発達障害のある児童生徒等に対する支援事業**

**(個別の指導計画等を活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業)**

令和5年度  
株式会社 Ridi lover

## 目次

<b>1. 事業概要</b> .....	<b>3</b>
<b>1-1. 事業目的</b> .....	<b>3</b>
1-1-1. 事業背景.....	3
1-1-2. 事業目的.....	3
<b>1-2. 事業概要</b> .....	<b>4</b>
<b>1-3. 事業期間</b> .....	<b>4</b>
<b>1-4. 事業実施体制</b> .....	<b>5</b>
<b>1-5. 本報告書の構成について</b> .....	<b>5</b>
<b>2. 調査結果</b> .....	<b>5</b>
<b>2-1. 通級による指導に関する実態調査</b> .....	<b>5</b>
2-1-1. 目的 .....	5
2-1-2. 調査対象.....	5
2-1-2. 調査対象.....	5
2-1-3. 調査結果.....	8
○アンケート集計結果：都道府県.....	19
○アンケート集計結果：市区町村.....	41
<b>2-2. 事例の収集</b> .....	<b>69</b>
2-2-1. 目的 .....	69
2-2-2. 調査対象.....	69
2-2-3. 調査結果.....	69
<b>2-3. 実践事例集の作成</b> .....	<b>69</b>
2-3-1. 目的 .....	69
2-3-2. 事例集作成の詳細.....	69
2-3-3. 事例集の周知.....	69
<b>2-4. 個別の指導計画の様式の収集及び整理</b> .....	<b>73</b>
2-4-1. 目的 .....	73
2-4-2. 調査概要.....	73
2-4-3. 調査結果.....	77
<b>2-5. 検討委員会の実施</b> .....	<b>79</b>
2-5-1. 目的 .....	79
2-5-2. 各検討委員会における検討の概要.....	79
<b>3. 本事業の総括</b> .....	<b>81</b>

## 1. 事業概要

### 1-1. 事業目的

#### 1-1-1. 事業背景

近年では特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している。実際に発達障害をはじめとする通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあるとともに、令和4年に文部科学省で実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（以下「令和4年調査」という。）においては、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒が、公立の小・中学校においては8.8%（推定値）、高等学校においては2.2%（推定値）の割合で在籍していることが明らかになっている（平成24年度の同調査において、公立の小・中学校に在籍する「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%である）。また、通級による指導を受けている児童生徒もしくは特別支援学級に在籍している児童生徒（以下「通級による指導を受けている児童生徒等」という。）については、学習指導要領等において、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」及び子供の実態に応じて適切な指導を行えるよう一人一人の指導目標や指導内容、指導方法等を計画にした「個別の指導計画」を必ず作成することとなっている（通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は98.2%、個別の教育支援計画が作成されている割合は95.2%である（令和4年調査）。）。個別の指導計画の作成に当たっては、通級担当や学級担任等が連携して児童生徒の障害の状態等について実態を的確に把握することや、計画作成後も実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことが重要となる。個別の教育支援計画については、令和3年に、国において参考様式を示していることに対し、個別の指導計画については、統一の様式を示しておらず、自治体によって使用している様式や「個別の指導計画」の作成方法、その活用方法や活用状況も様々であることが推察されるが、通級における「個別の指導計画」の実態をテーマとした調査はこれまで公的機関により実施されたことはない。また、高等学校における通級による指導制度は平成30年度からの運用開始と、まだ始まって間もないことから、高等学校における個別の指導計画の活用については、課題も多いものと思われる。

#### 1-1-2. 事業目的

こうした認識の下、本事業では、通級による指導を受けている児童生徒に焦点を当て、個別の指導計画を活用した継続的な指導や支援の実態を調査し、好事例集を作成するとともに、各自治体で作成している個別の指導計画の参考様式の収集及び整理を行う。

## 1-2. 事業概要

本事業においては、以下の事業を実施した。

### (1) 通級による指導に関する実態調査

小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒に対する、通級による指導の際の個別の指導計画の作成プロセスや活用等の実施状況に関する調査を実施する。調査は抽出で行うこととし、特に取組が進んでいる自治体については、個別にヒアリングを実施した。

〈調査内容〉

- ア 通級による指導の入級判断のための実態把握の方法等
- イ 個別の指導計画作成・活用における工夫
- ウ 指導実施における工夫(教材・教具等も含む)
- エ 指導の評価における工夫(通級による指導を終了する目安の有無を含む)

### (2) 事例の収集

小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒を対象に、通級による指導の実践事例を収集した。必要に応じて視察やヒアリングを実施し、個別の指導計画を活用する際に工夫していること等について聴取した。

### (3) 実践事例集の作成

好事例を選定し、教育委員会や教員等への配布を想定した実践事例集を作成する。

- ・指導の評価における工夫の例(終了の目安を含む)
- ・通常の学級との連携に関する例(個別の指導計画の活用を含む)

事例の選定にあたっては、発達障害の種類(例：学習障害、注意欠陥多動障害、自閉症)や、学校段階(例：小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校)のバランスに留意した。作成した事例集は、教育委員会に対して冊子を配布した。

### (4) 個別の指導計画の様式の収集及び整理

各都道府県や政令指定都市で作成している個別の指導計画の様式を収集し、共通している項目等を整理した。通級による指導で使用する様式のみならず、幅広く収集した。

## 1-3. 事業期間

事業期間：2023年10月～2024年3月末

## 1-4. 事業実施体制

株式会社 Ridilover 事業開発チーム

## 1-5. 本報告書の構成について

- 報告書本文（本報告書）
- 添付資料1：実践事例集
- 添付資料2：個別の指導計画の様式の整理
- 添付資料3：検討委員会に関する資料

## 2. 調査結果

### 2-1. 通級による指導に関する実態調査

#### 2-1-1. 目的

小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒に対する、通級による指導の際の個別の指導計画の作成プロセスや活用等の実施状況に関する調査を実施した(アンケート調査、及びヒアリング調査)。

#### 2-1-2. 調査対象

本調査の対象を以下のプロセスにて検討した。

##### ・ 調査対象の選定

事業目的を鑑み、全国の自治体、学校に対して、抽出にて現状把握の調査を行った。調査客対数は、下記の抽出の要件の整理を基に、36 自治体(4 自治体(1 都道府県、3 市区町村)×9 エリア)、36 校(4 自治体(1 都道府県、3 市区町村)×9 エリア)を選出することとした。また、調査対象選定のプロセスとして、調査対象の自治体を定め、そこから学校の選定を行うこととした。この自治体の選出にあたり、自治体の要件として以下を設定した。

- ・ 通級教室を開設している学校があること（必須条件）
- ・ 個別の指導計画の運用に関する工夫点や課題感を言語化できると思われること（よく貴省に個別の指導計画に関する質問や相談をしてくる自治体等含む）（優先条件）

上記の要件に合致すると推察される調査対象(自治体)の候補について、最終的に下表のとおり整理した。

**調査対象一覧①：都道府県**

No	都道府県名	所管部署名
1	高知県	高知県教育委員会事務局特別支援教育課
2	岩手県	岩手県教育委員会事務局学校教育室特別支援教育担当
3	富山県	県立学校課
4	滋賀県	滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課
5	北海道	学校教育局特別支援教育課
6	福岡県	教育庁教育振興部特別支援教育課
7	愛媛県	特別支援教育課
8	三重県	教育委員会事務局特別支援教育課
9	岐阜県	岐阜県教育委員会特別支援教育課
10	広島県	学びの変革推進部特別支援教育課
11	埼玉県	教育局市区町村支援部義務教育指導課 教育局県立学校部高等教育指導課
12	群馬県	特別支援教育課
13	宮崎県	特別支援教育課
14	大阪府	教育振興室支援教育課
15	兵庫県	兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課
16	東京都	調査項目 1、2、7～18、25～34：東京都教育庁指導部特別支援教育指導課 同項目 3～6、19～24、35、36：東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
17	長野県	長野県教育委員会事務局特別支援教育課
18	山口県	特別支援教育推進室

**調査対象一覧②：市区町村**

No	市区町村名	所管部署名
1	福岡市	教育委員会発達教育センター
2	湖南省	学校教育課
3	札幌市	札幌市教育委員会学校教育部学びの支援担当課
4	戸田市	教育委員会教育政策室
5	神戸市	特別支援教育課
6	北九州市	教育委員会学校教育部特別支援教育課
7	国立市	国立市教育委員会教育部教育指導支援課
8	一関市	教育部学校教育課

9	長野市	教育委員会事務局学校教育課
10	広島市	特別支援教育課
11	久留米市	学校教育課
12	浜松市	学校教育部教育支援課
13	安芸高田市	学校教育課
14	松江市	発達・教育相談支援センター「エスコ」
15	米子市	学校教育課
16	堺市	学校教育部支援教育課
17	名古屋市	教育委員会指導部指導室
18	高山市	高山市教育委員会
19	白川町	学校教育課
20	京都市	総合育成支援課

また、学校の調査対象一覧は、以下のとおりである。

### 調査対象一覧③：学校

No.	学校名	都道府県
1	都立荻窪高等学校	東京都
2	都立世田谷泉高等学校	東京都
3	東京都立稔ヶ丘高等学校	東京都
4	宮崎県立宮崎北高等学校	宮崎県
5	戸田市立喜沢小学校	東京都
6	仙台市立八乙女中学校	宮城県
7	福岡県立ひびき高等学校	福岡県
8	北海道更別農業高等学校	北海道
9	三重県立みえ夢学園高等学校	三重県
10	群馬県立前橋高等特別支援学校	群馬県
11	富山県立志貴野高等学校	富山県
12	高知県立高知北高等学校	高知県
13	岐阜県立山県（やまがた）高等学校	岐阜県
14	岩手県立紫波総合高等学校	岩手県
15	埼玉県立鳩山高等学校	埼玉県
16	盛岡市立厨川中学校	岩手県
17	北九州市立八幡小学校	福岡県

18	北九州市立本城中学校	福岡県
19	大山町立大山中学校	鳥取県
20	米子市立伯仙小学校	鳥取県
21	国立市立国立第七小学校	東京都
22	さいたま市立中島小学校	埼玉県
23	伊那市立伊那小学校	長野県
24	長野市立櫻ヶ岡中学校	長野県
25	札幌市立中央中学校	北海道
26	京都市立金閣小学校	京都府
27	京都市立松陽小学校	京都府
28	京都市立高野中学校	京都府
29	名古屋市立苗代小学校	愛知県
30	名古屋市立日比野中学校	愛知県
31	久留米市立青峰小学校	福岡県
32	安芸高田市立吉田小学校	広島県
33	福岡市立福浜小学校	福岡県
34	福岡市立梅林中学校	福岡県
35	浜松市立可美小学校	静岡県
36	浜松市立神久呂中学校	静岡県

### 2-1-3. 調査結果

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果について、以下のとおり報告を行う。

#### ・アンケート調査結果

##### ・調査対象一覧

前述のとおり（①・②）。

##### ・設問：都道府県

調査対象に向けたアンケート調査の設問は、以下である。

調査内容	No	設問	回答項目
基本情報	1	都道府県名	47 都道府県から選択
	2	所管部署名	自由記述

	3	都道府県内の公立学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小学校/中学校/義務教育学校/高等学校/中等教育学校
	4	それらの学校のうち、通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小学校/中学校/義務教育学校/高等学校/中等教育学校
	5	それらの学校のうち、自校通級/他校通級/巡回指導を行っている児童生徒が在籍している学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小・中・高等学校等/義務教育学校/中等教育学校
			自校通級 [▼]
			他校通級 [▼]
巡回指導 [▼]			
6	自治体として、通級による指導の効果的な運用のために工夫していることがあれば教えてください	自由記述	
通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（研修の実施）	7	個別の指導計画の策定や活用に関する研修を実施していますか	小学校/中学校/高等学校 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	8	（研修を実施している場合）どのような研修を実施しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください	自由記述
	9	（研修を実施していない場合）実施されていない理由は何ですか	自由記述
	10	研修に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述

通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について (指導助言の実施)	11	個別の指導計画の作成や活用について、通級担当教員への指導助言を実施する体制が自治体内にありますか	小学校/中学校/高等学校  <input type="checkbox"/> 体制がある <input type="checkbox"/> 体制はない
	12	(指導助言を実施している場合) どのような指導助言を実施しているか、学校種、対象者、内容、体制等を教えてください	自由記述
	13	(指導助言を実施していない場合) 実施されていない理由はなんですか	自由記述
	14	指導助言に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述
通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について (手引き等の作成)	15	個別の指導計画の作成や活用に関するマニュアルや手引きを作成していますか	小学校/中学校/高等学校  <input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない
	16	(マニュアルや手引きの作成を実施している場合) どのようなマニュアルや手引きを作成しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください	自由記述

	17	(マニュアルや手引きの作成を実施していない場合)作成されていない理由はなんですか	自由記述
	18	マニュアルや手引きの作成に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述
通級による指導を終了する目安	19	管轄している学校について、通級による指導を終了する目安を設けているか教えてください	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない
	20	(通級による指導を終了する目安を設けている場合)該当するものを選択してください	<input type="checkbox"/> 指導実施年数を定めている <input type="checkbox"/> 主訴が改善すれば終了としている <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 通級における指導を終了する目安を設けていない
	21	(指導実施年数を定めている場合)指導実施年数を教えてください	1年/2年/3年/4年/5年/6年/7年/8年/9年/指導実施年数を定めていない
	22	(その他を選択した場合)詳細を教えてください	自由記述
	23	進学に際して、支援計画の引き継ぎを行っていますか	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
通級による指導における支援計画の引き継ぎ	24	(引き継ぎを行っている場合)どのような内容を引き継いでいるか教えてください	自由記述

個別の指導計画の様式について (通常の学級用)	25	自治体として通常の学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください(あてはまるものを1つだけお選びください)	<input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	26	(様式を示している場合)通常の学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします	自由記述
	27	(様式を示している場合)通常の学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください	自由記述
個別の指導計画の様式について (通級用)	28	自治体として通級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください(あてはまるものを1つだけお選びください)	<input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	29	(様式を示している場合)通級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします	自由記述
	30	(様式を示している場合)通級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください	自由記述

個別の指導計画の様式について (特別支援学級用)	31	自治体として特別支援学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください(あてはまるものを1つだけお選びください)	<input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	32	(様式を示している場合)特別支援学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします	自由記述
	33	(様式を示している場合)特別支援学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください	自由記述
調査先の推薦	34	個別の指導計画の作成、活用に関して、独自の工夫を行っている高等学校があれば教えてください	自由記述
	35	小・中学校における個別の指導計画の作成、活用に関して、独自の工夫を行っている市区町村があれば教えてください	自由記述
	36	個別の指導計画の作成及び活用に関して、都道府県より推薦のあった市区町村にはWebアンケートを実施する可能性があります。	自由記述

		つきましては、記載いただいた市区町村の教育委員会通級指導担当のご連絡先メールアドレスを教えてくださいと幸いです。	
--	--	--	--

・設問：市区町村

調査内容	No	設問	回答項目
基本情報	1	自治体名	記述式
	2	所管部署名	自由記述
	3	市区町村内の公立学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小学校/中学校/義務教育学校/高等学校/中等教育学校
	4	それらの学校のうち、通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小学校/中学校/義務教育学校/高等学校/中等教育学校
	5	それらの学校のうち、自校通級/他校通級/巡回指導を行っている児童生徒が在籍している学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	小・中・高等学校等/義務教育学校/中等教育学校
			自校通級 [▼]
他校通級 [▼]			
6	それらの学校のうち、巡回指導を行っている児童生徒が在籍している学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）	巡回指導 [▼]	
6	自治体として、通級による指導の効果的な運用のために工夫していることがあれば教えてください	自由記述	
通級による指導における個別の指導	7	個別の指導計画の策定や活用に関する研修を実施していますか	小学校/中学校/高等学校
			<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

導計画の作成・活用全般について (研修の実施)	8	(研修を実施している場合) どのような研修を実施しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください	自由記述
	9	(研修を実施していない場合)実施されていない理由は何ですか	自由記述
	10	研修に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述
通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について (指導助言の実施)	11	個別の指導計画の作成や活用について、通級担当教員への指導助言を実施する体制が自治体内にありますか	小学校/中学校/高等学校
			<input type="checkbox"/> 体制がある <input type="checkbox"/> 体制はない
	12	(指導助言を実施している場合) どのような指導助言を実施しているか、学校種、対象者、内容、体制等を教えてください	自由記述
	13	(指導助言を実施していない場合)実施されていない理由は何ですか	自由記述
	14	指導助言に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述
通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全	15	個別の指導計画の作成や活用に関するマニュアルや手引きを作成していますか	小学校/中学校/高等学校
			<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない

般について (手引き等の作成)	16	(マニュアルや手引きの作成を実施している場合) どのようなマニュアルや手引きを作成しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください	自由記述
	17	(マニュアルや手引きの作成を実施していない場合) 作成されていない理由は何ですか	自由記述
	18	マニュアルや手引きの作成に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください	自由記述
通級による指導を終了する目安	19	管轄している学校について、通級による指導を終了する目安を設けているか教えてください	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない
	20	(通級による指導を終了する目安を設けている場合) 該当するものを選択してください	<input type="checkbox"/> 指導実施年数を定めている <input type="checkbox"/> 主訴が改善すれば終了としている <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 通級における指導を終了する目安を設けていない
	21	(指導実施年数を定めている場合) 指導実施年数を教えてください	1年/2年/3年/4年/5年/6年/7年/8年/9年/指導実施年数を定めていない
	22	(その他を選択した場合) 詳細を教えてください	自由記述

通級による指導における支援計画の引き継ぎ	23	進学に際して、支援計画の引き継ぎを行っていますか	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
	24	(引き継ぎを行っている場合)どのような内容を引き継いでいるか教えてください	自由記述
個別の指導計画の様式について (通常の学級用)	25	自治体として通常の学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください(あてはまるものを1つだけお選びください)	<input type="checkbox"/> 都道府県の様式を示している <input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	26	(様式を示している場合)通常の学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします	自由記述
	27	(様式を示している場合)通常の学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください	自由記述
個別の指導計画の様式について (通級用)	28	自治体として通級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください(あてはまるものを1つだけお選びください)	<input type="checkbox"/> 都道府県の様式を示している <input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	29	(様式を示している場合)通級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします	自由記述

	30	(様式を示している場合) 通級用に示している個別 の指導計画において工夫 した点があれば教えてく ださい	自由記述
個別の指導 計画の様式 について (特別支援 学級用)	31	自治体として特別支援学 級用に示している個別の 指導計画の様式があるか 教えてください(あては まるものを1つだけお選 びください)	<input type="checkbox"/> 都道府県の様式を示している <input type="checkbox"/> 示している様式がある <input type="checkbox"/> 様式を示していない
	32	(様式を示している場合) 特別支援学級用に示して いる様式があれば、こち らにアップロード、もし くはメールにて送付をお 願いたします	アップロード
	33	(様式を示している場合) 特別支援学級用に示して いる個別の指導計画にお いて工夫した点があれば 教えてください	自由記述
調査先の推 薦	34	個別の指導計画の作成、 活用に関して、独自の工 夫を行っている高等学校 があれば教えてください	自由記述
	35	小・中学校における個別 の指導計画の作成、活用 に関して、独自の工夫を 行っている市区町村があ れば教えてください	自由記述

	36	個別の指導計画の作成及び活用に関して、都道府県より推薦のあった市区町村には Web アンケートを実施する可能性があります。	自由記述
		つきましては、記載いただいた市区町村の教育委員会通級指導担当のご連絡先メールアドレスを教えてくださいと幸いです	

### ○アンケート集計結果：都道府県

#### 基本情報

##### 1. 都道府県名

省略（5・6ページ参照）

##### 2. 所管部署名

省略

##### 3. 都道府県内の公立学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	公立小学校	公立中学校	公立義務教育学校	公立高等学校	公立中等教育学校
1	182	93	4	34	0
2	269	146	1	66	0
3	174	73	3	39	0
4	219	97	2	46	0
5	744	446	24	222	1
6	702	323	8	103	1
7	702	323	8	103	1
8	269	125	0	53	3
9	341	149	1	67	0

10	349	172	5	66	0
11	451	228	7	92	1
12	693	353	2	143	0
13	299	152	3	64	2
14	228	122	4	36	1
15	585	276	9	157	0
16	561	247	6	147	1
17	1262	606	8	186	6
18	346	179	5	81	0
19	272	138	0	48	1

4. それらの学校のうち、通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (小学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (中学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (義務教育学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (高等学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (中等教育学校)
1	16	6	0	4	0
2	74	12	0	5	0
3	167	65	2	4	0
4	203	81	2	1	0
5	445	79	14	9	0
6	565	224	3	24	1
7	565	224	3	24	1
8	58	28	0	3	0
9	78	25	0	3	0
10	330	140	3	25	0
11	0	0	0	0	0
12	628	200	2	7	0
13	287	100	1	28	1
14	152	46	3	14	0
15	524	228	8	11	0

16	573	209	4	38	1
17	1258	594	8	39	4
18	282	113	3	3	0
19	212	89	0	2	0

5. それらの学校のうち、自校通級/他校通級/巡回指導を行っている児童生徒が在籍している学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	1-1 自校通級 (小学校)	1-2 他校通級 (小学校)	1-3 巡回指導 (小学校)	2-1 自校通級 (中学校)	2-2 他校通級 (中学校)	2-3 巡回指導 (中学校)	3-1 自校通級 (高等学校)	3-2 他校通級 (高等学校)
1	16	5	4	6	2	2	0	0
2	74	36	31	12	0	0	0	0
3	163	14	0	65	0	0	2	0
4	92	76	48	31	20	37	1	2
5	206	259	27	39	24	16	5	8
6	142	352	151	66	100	66	2	1
7	142	352	151	66	100	66	2	1
8	58	50	6	28	18	2	0	0
9	61	49	15	19	14	5	0	0
10	188	79	63	55	30	54	0	2
11	0	0	0	0	0	0	0	0
12	171	559	29	42	132	23	0	2
13	79	198	10	18	69	13	1	0
14	83	79	29	24	12	15	1	1
15	0	0	0	0	0	0	0	0
16	234	54	285	94	8	117	4	0
17	1258	0	0	594	0	0	8	0
18	126	226	9	59	41	19	3	2
19	70	116	26	36	30	23	0	0

No	3-3 巡回指導 (高等学校)	4-1 自校通級 (義務教育 学校)	4-2 他校通級 (義務教育 学校)	4-3 巡回指導 (義務教育 学校)	5-1 自校通級 (中等教育 学校)	5-2 他校通級 (中等教育 学校)	5-3 巡回指導 (中等教育 学校)
1	0	4	0	0	0	0	0
2	0	5	0	0	0	0	0
3	0	4	0	0	0	0	0
4	0	1	0	0	0	0	0
5	1	8	0	1	0	0	0
6	0	5	17	2	0	1	0
7	0	5	17	2	0	1	0
8	0	3	0	0	0	0	0
9	0	3	0	0	0	0	0
10	1	6	4	15	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0
12	0	7	0	0	0	0	0
13	0	5	0	23	0	0	1
14	1	14	0	0	0	0	0
15	0	11	0	0	0	0	0
16	0	21	0	17	0	0	1
17	0	39	0	0	4	0	0
18	0	3	0	0	0	0	0
19	0	2	0	0	0	0	0

【以下、アンケートの回答内容】

(※ ただし、回答者の特定を避けるため、語句の一部を変換している。)

**6. 自治体として、通級による指導の効果的な運用のために工夫していることがあれば教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 小・中学校は、「通級による指導担当教員研修」、「通級による指導担当教員連絡協議会」を年間のべ5回実施し、授業研究や通級による指導の課題解決に向けた協議を行ったり、実践発表や大学教員の講話を聞いたりしている。高等学校は、「高等学校に

おける通級による指導担当教員連絡協議会」を年間3回実施し、通級による指導担当教員が課題を共有して課題解決に向けた協議を行ったり、実践発表や大学教員の講話を聞いたりしている。

- ・ 次の事業を実施している。
  - 通級担当者を対象とする研修会（全校種）
  - 通級指導教室を担当し、1～3年目の教員への研修（小・中・義務教育学校）
  - 通級担当者の連絡会（高等学校）
- ・ 本人・保護者の負担軽減のため、自校に通級指導教室がないために他校通級しなければならない状態をできるだけなくすように、少ない人数でも兼務校としてできるだけ開設できるようにしている。また、障害種別に関わらず、自校にある通級指導教室を利用することができるようにしている。
- ・ 市区町村特別支援教育担当者会等における情報提供
- ・ 通級指導教室未設置又は他校通級を実施している市区町村教育委員会に対して、研修会等において中学校区など複数校での自校通級の設置や巡回指導の活用について奨励している。「公立高等学校等における『通級による指導』の手引」及び「新入生・保護者向けリーフレット 公立高等学校における通級による指導」を作成し、教育委員会Webページにアップロードして広く周知している。
- ・ 管内6地区において、通級指導教室を新設した学校や指導に特色のある学校を訪問し視察を行っている。
- ・ 教育課程を提出してもらい、教室の運営状況が把握できるようにしている。特別な教育的支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な指導を受けられるよう、文部科学省委託の「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル事業」に取り組んでいる。
- ・ 通級による指導を担当している年数に応じた研修を企画するとともに、事例検討や担当者間のネットワークの構築を通して専門性の向上を図っている。また、県内5地域の特別支援学校が中心となって市区町村等の教員の専門性向上のために、幼児児童生徒の実態把握の重要性や、自立活動の様々な項目に関連付いた具体的な指導内容等について伝えるエリア研修を行っている。
- ・ 各地域において中心的役割を果たす教員をコア・ティーチャーとして認定し、研修を実施することにより、専門性や実践的指導力の向上を図っている。
- ・ 都道府県の教委主催研修において、通級指導教室の設置を促している。

#### 【小・中学校】

- ・ 通級による指導の対象児童生徒数が国の定める13人に満たない場合、市区町村をまたいでの教員配置を可能にし、より多くの児童生徒へ支援できるようにしている。

### 【高等学校】

- ・ 連絡協議会及び公開授業を開催し、教職員への共通理解、都道府県立の高等学校への周知・普及を図っている。
- ・ 通級による指導における連携の在り方等の理解を深め、特別支援教育に係る指導の充実、改善を図ること等を目的とし、通級による指導の担当者及び希望者を対象とした「オール〇〇通級研修」を毎年開催している。
- ・ 中学校・高等学校の通級による指導担当者対象の研究協議会を実施している。小・中学校では、通級指導拠点校を設定し、通級指導者をメンターとして、必要に応じてエリア内の教員の助言に当たっている。高等学校でも通級メンターが1名おり、オンライン等を活用し、都道府県下の通級指導者への助言を行っている。
- ・ 市区町村  
支援教育担当指導主事会等を開催し、市区町村教育委員会と連携している。
- ・ 公立学校  
教育庁に「(都道府県立の)高等学校通級指導運営委員会」を設置し、通級指導教育担当教員に対し、学識等から指導内容等に関する指導助言を実施。

### 【構成】

- ・ 学識等(教育、作業療法、臨床心理)
- ・ 通級指導教室設置校担当教員
- ・ 教育庁(高等教育改革課、高等学校課、教育センター)
- ・ 研修等を通して担当指導教員の専門性の向上を図る。国による通級指導担当教員の定数化に向け、各自治体で計画的な人材育成を図る。
- ・ 公立高等学校においては、教員が外部人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを、令和3年4月から導入・実施している。市区町村立小・中学校の通級指導教室の運営にあたり、令和3年3月に「通級指導教室の運営ガイドライン」を作成した。
- ・ 人口密度の低い中山間地の町村においては、町村単位で教室の開設ができないこともあるため、学校単位・自治体単位ではなく、自治体を超えたまとまりで、ニーズの把握と配置を考えている。
- ・ 他校通級の困難性に配慮し、通級担当教員が兼務発令を受けた学校で巡回指導するサテライト教室を設置・拡大している。
- ・ 市区町村を超えて通級指導教室を運営していくために、関係市区町村教育委員会による「通級指導教室連絡会」の設置を依頼している。
- ・ 通級による指導の新担当者へのオンライン研修会を実施し、基礎・基本についての講義と事例発表を行っている。設置者である市区町村教育委員会と個別に協議する場を設定している。

## 通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（研修の実施）

### 7. 個別の指導計画の策定や活用に関する研修を実施していますか

#### 〈回答〉

- 小学校  
実施している：17件  
実施していない：2件
- 中学校  
実施している：17件  
実施していない：2件
- 高等学校  
実施している：17件  
実施していない：2件

### 8.（研修を実施している場合）どのような研修を実施しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 小・中学校は、初任及び2年目の担当教員に対して、個別の指導計画の作成手順として、流れ図をもとに中心課題を導き出し、グループ等で演習を行っている。  
高等学校は、特別支援教育コーディネーター対象の連絡協議会において、個別の指導計画作成について、学校が組織的に取り組むことができるよう、都道府県作成の「すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブック」を活用しながら、作成の意義について説明を行っている。
- ・ 「小・中・義務教育学校 担当1年目の教員 個別の指導計画作成のポイントと作成の手順」についての説明
  - 「特別支援学級等新任担当教員研修会」全5回
    - ・ 小・中・義務教育学校
    - ・ 特別支援学級等新任担当教員対象
    - ・ 特別支援教育に関する基礎的な知識・技能に関する研修
  - 「小・中学校等特別支援教育コーディネーター連絡協議会」全3回
    - ・ 小・中・義務教育学校、特別支援学校と希望する公立の高等学校、幼・保・認定こども園
    - ・ 特別支援教育コーディネーター等対象
    - ・ 特別支援教育に関する喫緊の課題や教育事務所、教育センターの取組に関する情報提供等
  - 通級指導教室新担当研修（全4回）
    - ・ 対象：小・中・義・高 初めて通級を担当する教員

- ・ 内容：通級指導教室の教育課程などについて
- ・ 小・中学校、高等学校の特別支援学級及び通級による指導担当教諭を対象に、自立活動の効果的な指導や個別の指導計画の作成のポイント等について研修を実施
  - 研修名：通級による指導新任担当教員研修会（全2回）
    - 学校種：小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校
    - 対象者：通級による指導を初めて担当する教諭（非常勤講師を除く）
    - 内 容：
      - ・ 第1回 ※ オンデマンドによる研修  
通級による指導の概要や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成などについて
      - ・ 第2回 ※ 参集による研修  
教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫（講話・演習）
- ・ 職務別研修として、小・中学校において、新しく通級担当になった者に対して、個別の指導計画の作成方法等を含む基礎研修を年2回実施。高等学校については、新設の際に研修を実施。
- ・ 公立学校の職員に向けて、都道府県教育委員会のホームページ上で、個別の指導計画作成のポイントと活用についての動画（2本）を公開している。また、都道府県立の特別支援学校では、小中高等学校等の要請を受けて個別の指導計画の作成・活用などについて、研修会の講師を派遣している。
- ・ 小・中・義務教育学校・特別支援学校・高等学校において、初めて特別支援教育コーディネーターに指名された教員向けの研修を実施。特別支援教育コーディネーターの役割を確認する中で、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用に言及している。
- ・ 都道府県の教育委員会主催で、特別支援教育コーディネーター研修を全校種の特別支援教育コーディネーターを対象に実施している。その研修内容の一部として、個別の指導計画の作成や活用について説明している。高等学校においては、通級による指導を担当している教員を対象として、連絡協議会を実施している。その協議会の内容の一部として、個別の指導計画の作成や活用について協議を行っている。

○ 学校種：小・中学校

【対象者】

- ・ 通級指導教室を初めて担当する教員
- ・ 及び今後通級指導教室担当者として見込まれる教員

【内容】

「通級指導教室新担当教員研修会」

- ・ 講義：個別の指導計画の作成・活用方法について等  
(講師：センター指導主事)
- ・ 演習：個別の指導計画の作成

○ 学校種：高等学校

【対象者】 特別支援教育コーディネーターである教員及び今後見込まれる教員

【内容】

「多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会〔高等学校基礎〕〔高等学校実践〕」

- ・ 講義：実践紹介（個別の指導計画を作成や評価について説明）  
(講師：高等学校通級担当教員)

・ 高等学校等の特別支援教育コーディネーターを対象に個別の指導計画作成に係る研修や協議を行っている。主な内容は、効果的な活用についてグループ協議や指導主事等から指導助言を行っている。

・ 教育事務所ごとに実施する「エリア研修」において、幼・小・中・高等学校の希望者を対象に研修を実施しており、その内容に含まれている。

◎ 通級による指導担当教員研修

学校種：小・中学校、高等学校、支援学校

対象者：通級指導担当教員

内 容：都道府県の現状と課題、指導事例に基づく実践交流等

◎ 高等学校における支援教育コーディネーター研修

学校種：都道府県立学校

対象者：通級指導実施校を含む都道府県立高等学校

内 容：

通級指導実施校の実践発表とともに、個別の指導計画の作成に関する演習を実施。また、通級指導実施校に対して都道府県立高等学校通級指導運営委員会を中心に、個別の指導計画の作成・活用（評価含む）についての指導助言を実施。

・ 小・中・高等学校の通級による指導担当教員を対象に、講義及び演習等の研修を実施している。地区ごとに小・中・高等学校の担当指導教員が集い合同研究会を実施し、校種間連携を図る。

・ 「特別支援学級 担当教員研修（対象：小・中）」を実施しており、特別支援学級の担当教員が、指導に生かせる基礎・基本及び課題解決の手法を身に付け、ニーズに応じた具体的な支援策を実行できる能力を高めるといふねらいで行っている。また、「特

別支援教室・高等学校通級指導 担当教員研修（対象：小・中・高）」を実施しており、特別支援教室及び高等学校通級指導 の担当教員が、指導に生かせる基礎・基本及び課題解決の手法を身に付け、ニーズに応じた具体的な支援策を実行できる能力を高めるというねらいで実施している。

- ・ 小・中学校 LD 等通級指導教室新任担当者を対象とし、個別の指導計画を基にした指導の事例検討を行い、特別支援学校教育相談担当者からのスーパーバイズを受ける機会を設けている。
- ・ 都道府県の教育委員会としては、実施していない。

## 9. (研修を実施していない場合)実施されていない理由はなんですか

### 〈回答〉

- ・ 小・中学校の場合、設置者によって個別の指導計画の様式や項目等が異なっているため、研修については設置者によって実施している場合がある。
- ・ 小中学校については、設置者である市区町村教育委員会が主体となって研修を実施しているため。
- ・ 研修時間に他の特別支援教育に関する内容を実施しており、時間がないため。

## 10. 研修に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください。

### 〈回答〉

- ・ 対象の教員が自校で研修できるよう、オンデマンド動画を作成している。
- ・ 研修実施後に受講者からのアンケートを実施し、次年度の研修内容決定の際に参考にしている。
- ・ 経験豊富な通級指導担当者と研修できる機会を設け、より実践的な内容で研修できるようにしている。
- ・ 具体的な内容となるよう通級指導教室現担当者を講師にしたり、受講者のニーズに応えるため第4回の研修は選択できるようにしたりしている。
- ・ 自立活動に関わり、個別の指導計画に基づいた障害種ごとの実態把握から目標設定に至る過程及び具体的な指導目標・内容の設定から指導、評価、改善のプロセスに関わる事例の作成。
  - 課 題：学校外の通級による指導担当者と横のつながりを作ること
  - 対応策：研修において協議を取り入れ、同じ指導形態や同じ教室設置区分の先生方のグループを編成している。
- ・ 本課で作成した校内研修プログラムを活用して、職務別研修を実施し、各学校においても同プログラムを活用して校内研修を行えるようにしている。
- ・ 各市区町村にその地域の特別支援教育地域リーダーを指名し、要望に応じて校内研

修等の支援を行えるようにしている。

- ・ 専門性を高め、実践的な研修となるよう、研修日程や難聴・言語障害/発達障害・情緒障害のコースで実施している。
- ・ 個別の指導計画についての理解促進のため、それらに関する講義を実施している。
- ・ 個別の指導計画の作成・活用が進みにくい学校には、グループ協議を行うことで、個別の指導計画の良さについて学び、各校に持ち帰って、作成や活用が進んできたことがある。
- ・ 都道府県内を7エリアに分け、エリアごとの特別支援教育の研修会を実施し、その研修会の中で、個別の支援計画の作成・活用がエリアの課題として挙げられれば、研修内容として取り上げている。
- ・ 通級指導担当者の増加に伴い、研修の募集人数を増やした。
- ・ 年間の研修回数が少ないことが課題だが、地区ごとに小・中・高等学校の合同研究会を実施する等により、好事例の発信・共有を行なっている。
- ・ 全体研修、キャリア別の演習・協議、障害種別・校種別に演習・協議を行っている。全ての受講者が個別の指導計画を基にした実践事例を持ち寄り、事例検討をすることで、受講後、すぐに授業に役立つようにしている。
- ・ 市区町村教育委員会や学校が、研修の中で活用しやすい資料を作成している。

#### **通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（指導助言の実施）**

**11. 個別の指導計画の作成や活用について、通級担当教員への指導助言を実施する体制が自治体内でありますか。**

##### **〈回答〉**

- 小学校
  - ・ 体制がある：16件
  - ・ 体制がない：3件
- 中学校
  - ・ 体制がある：16件
  - ・ 体制がない：3件
- 高等学校
  - ・ 体制がある：16件
  - ・ 体制がない：3件

**12.（指導助言を実施している場合）どのような指導助言を実施しているか、学校種、対象者、内容、体制等を教えてください。**

##### **〈回答〉**

- ・ 都道府県教育センターや特別支援教育課の指導主事が、学校訪問により授業参観及

び事後協議を行い、該当校の管理職や通級による指導担当教員に対して個の課題に応じた指導方法や指導内容の具体について、個別の指導計画にも関連させながら指導助言を行っている。また、通級による指導で学んだことを生活や学習の場で般化できることを目指すことや ICT の活用等についても助言している。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能により、各校からの相談に応じる体制や各市区町村から委嘱されている特別支援教育中核コーディネーターにより、近隣の小・中学校への指導助言を行う体制がある。

- ・ 小・中学校巡回指導員、高等学校巡回指導員が学校の要請に応じて、個別に自立活動の内容や指導方法等を相談、指導助言を行っている。市区町村によっては、独自に言語聴覚士等が通級指導教室を巡回して行っている。

○ 小・中・義務教育学校

- ・ 通級指導教室の設置校訪問の実施
- ・ 管内を6地区に分け、それぞれの地区から1校を選出
- ・ 新設された学校またはその地区において特色ある指導を行っている学校が対象
- ・ 授業参観や諸帳簿点検を行い、指導・助言を行う。

○ 高等学校

- ・ 設置校を訪問し、指導助言を行っている。
- ・ 設置している全ての学校を訪問（拠点校4校、サテライト校2校）
- ・ 授業参観及び諸帳簿点検

- ・ 要望に応じて、全ての通級担当者に対して、巡回通級指導スーパーバイザーや特別支援教育地域リーダーを派遣して実施している。

- ・ 県立特別支援学校のセンター的機能として小・中学校等の児童生徒の実態把握を通して、個別の指導計画の作成に関する相談・助言を行っている。高等学校に在籍する特別な支援が必要な生徒に対して、専門的な知識や経験を持った発達障害支援員が、要請に応じて高等学校を巡回し相談等を行っている。

- ・ 小・中・義務教育学校においては、前述のコア・ティーチャーが個別の指導計画に基づく指導について、指導・助言をしている。高等学校では、通級指導教員を指導する立場として「発達障害支援スーパーバイザー」を委嘱し、指導・助言をお願いしている。

- ・ 小・中学校については、市区町村教育委員会が主管であるため、指導助言の具体は把握していない。

高等学校においては、拠点校以外の高等学校で通級による指導を担当している教員は、特別支援学校のセンター的機能を活用したり、拠点校に配置した専任の通級指導担当教員に、指導計画立案等の相談をしたりすることができる。また、連絡協議会で授業づくりや校内での支援体制について研修を実施し、その中で指導助言を行っている。

○ 学校種：小・中学校

【対象者】経験の浅い通級指導教室担当者

【内 容】市区町村教育委員会の要請により、通級指導教室を巡回し、担当教員の指導・育成を行っている。必要に応じ、個別の指導計画等についての指導助言も実施する。

【対象者】高等学校通級担当者

【内 容】合理的配慮の項目の確認

【体 制】連絡協議会（年4回）で実施

・ 小・中学校の通級指導担当教員に対し、個別の指導計画を踏まえた授業計画や指導案等について指導助言を、各市区町村教育委員会単位で実施している教育委員会指導主事訪問等で実施している。また、高等学校の通級指導担当教員に対し、県教育委員会特別支援教育課指導主事が授業観察を行い、個別の指導計画と学習指導案との関連を確認するとともに指導を行っている。さらに、月1回行う通級指導担当者会議において、個別の指導計画を確認し、指導主事が指導助言を行っている。

・ 県内を7エリアに分け、エリアごとに配置された専門性のある教員が学校種ごとに学校巡回の中で助言を行っている。

#### 【高等学校】

・ 知的障害のある生徒が高等学校において「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である「知的障がい生徒自立支援コース」を設置している都道府県立高等学校から4校を「支援教育サポート校」に指定し、都道府県立高等学校及び都道府県内の部私立高等学校への訪問・来校相談等を実施するとともに、学識経験者等の専門家によるアセスメントに基づいた指導助言を行う。

・ 小・中・高等学校の管理職及び通級指導担当教員を対象に、通級による指導の内容や、記録、校内支援体制等についての助言を行う。体制としては、都道府県教育委員会、市区町村組合教育委員会、教育事務所の担当者が分担して訪問する。指導・助言を求められた際には、教育庁指導部特別支援教育指導課で、適宜対応をしている。

・ 市区町村の中には、小・中学校通級指導教室の利用判断にあたり、個別の指導計画の提出を求め、在籍学級、通級指導教室それぞれの場での必要な支援が検討されているか確認を行っている市区町村もある。高等学校は、特別支援学校に配置されている高等学校巡回支援担当教員による指導助言を行っている。

・ 特別支援学校及び地域の特別支援教育を推進する小・中学校に、特別支援教育地域コーディネーターを配置し、地域の小・中学校を訪問し、指導助言を行っている。

### 13. (指導助言を実施していない場合)実施されていない理由はなんですか

#### 〈回答〉

- ・ 助言等が必要な学校に対して、当該校の要請に応じて教育委員会指導主事（特別支援教育担当）や特別支援学校のセンター的機能を活用した支援体制を整備しているため。

#### 【市区町村】

- ・ 都道府県から通級指導担当者へ、直接、指導助言する立場にはない。ただし、市区町村教育委員会に対しては、支援教育担当指導主事会等を通じて、個別の指導計画の作成や活用について指導助言を行っている。
- ・ 高等学校では、通級による指導を行っている教員が、高等学校特別支援教育推進教員であり、特別支援教育に関する高い専門性をもっているため。

### 14. 指導助言に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 通級による指導担当教員の専門性向上のため、大学教員等外部専門家を派遣している。また、高等学校については、通級による指導アドバイザーを委嘱している。
- ・ 管内で特別支援教育を推進していく教員を養成するための研修を、令和5年度より実施している。

#### ○ 特別支援教育推進教員養成講座（全5回）

- ・ 対象

以下に示す条件を満たした者で、市区町村（学校組合）教育委員会及び各教育事務所長の推薦に基づき、教育庁教育振興部特別支援教育課長が決定する。

① 各教育事務所管内における小・中・義務教育学校に在籍する主幹教諭、指導教諭及び教諭の職にあり、特別支援教育の中核として活躍が期待される者

② 特別支援学級担任、通級による指導担当又は特別支援教育コーディネーターの経験が、通算3年以上ある者

- ・ 内容、形式

研修は、次に掲げる内容を講義、協議及び演習等の形式で行うものとする。

- (1) 特別支援教育の動向
- (2) 特別支援教育を推進する校内支援
- (3) 特別支援学校における指導・支援の実際
- (4) 特別支援教育に関する助言

- ・ 各市区町村に特別支援教育地域リーダーを指名することで、地域の状況等に応じた指導・助言ができるようにしている。

### 【小・中学校】

・ 都道府県で作成している特別支援教育の教育課程編成に係る資料において、作成における例示や具体的な活用について示している。また、その内容について市区町村教育委員会へ周知を行っている。

### 【高等学校】

- ・ 特になし
- ・ 個別の指導計画の内容について、課内で協議を行って対応することもある。
- ・ 市区町村教育委員会によっては、個別の指導計画等を表簿点検に位置付けており、指導助言を行う機会がある。
- ・ 支援教育コーディネーターや通級指導担当者が一人で抱え込まないよう、管理職や学年主任、担任等も指導・助言の場に参画するよう促している。
- ・ 小・中学校では実際の授業を参観し、教員の指導だけでなく、本人の様子等も踏まえて具体的な内容を助言する。高等学校では、都道府県内2校を選定し校内の特別支援体制等への助言に加え、都道府県内の通級指導担当教員等がその2校に集合し、研究授業も実施する。参加者が大人数になるため動画で授業参観し、専門家からの指導・助言も得るよう工夫している。
- ・ 特別支援教育担当指導主事連絡協議会において、各区市区町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事が情報交換できる場を設定している。
- ・ 各地区ごとに通級担当者会を実施しており、身近な地域で自主的に互いの個別の指導計画を基にした実践を報告し意見交換する場を設けている。その際、特別支援教育担当の指導主事による助言も行っている。
- ・ 地域コーディネーターを対象とした連絡協議会や研修会を実施している。

## 通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（手引き等の作成）

### 15. 個別の指導計画の作成や活用に関するマニュアルや手引きを作成していますか

#### 〈回答〉

- 小学校
  - ・ 作成している：15件
  - ・ 作成していない：2件
- 中学校
  - ・ 作成している：15件
  - ・ 作成していない：2件
- 高等学校
  - ・ 作成している：15件
  - ・ 作成していない：2件

**16. (マニュアルや手引きの作成を実施している場合) どのようなマニュアルや手引きを作成しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 小・中学校及び高等学校の通級による指導担当教員に対して、通級による指導リーフレット、都道府県教育委員会作成のガイドブック等を紹介したり、作成手順等を示すため指定のページを開いて確認したり、必要に応じて活用している。
- ・ 本資料を基にした研修は実施していない。「すべての教員のための知っておきたい通級による指導」というパンフレットを発行しており、それを使って各学校で研修を行っている。また、個別の教育支援計画の作成・活用に関してマニュアルや保護者向けのリーフレットを発行しており、その中では個別の指導計画について簡単に触れている。

**【小学校、中学校】**

- ・ 市区町村教育委員会が主催する特別支援教育コーディネーター等を対象とする研修会に県から講師を派遣し、個別の指導計画を活用した教科指導や支援の在り方について研修を行っている。
- ・ 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導担当教諭、高等学校の通級による指導担当教諭、特別支援学校の教務主任等を対象に、個別の指導計画に基づく自立活動の指導の充実と教育課程の改善・充実について研修を実施県教育委員会のホームページにおいて、個別の教育支援計画と併せて記入例を掲載している。
- ・ 都道府県のホームページにおいて、個別の教育支援計画と併せて記入例を記載。
- ・ 幼・保育園から高等学校を対象とし、個別の指導計画の作成から活用までを示したもの。
- ・ 都道府県教育委員会として、特別支援教育ハンドブックを作成し、情報提供している。

○ 学校種：小・中学校

- ・ 対象者：通級指導教室を担当する教員及び特別支援学級を担当する教員
- ・ 内容：個別の指導計画等の目的・活用方法・作成方法記入例等

○ 学校種：高等学校

- ・ 対象者：高等学校通級担当者
- ・ 内容：県ホームページにて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用について掲載
- ・ 「通級による指導パッケージ ver. 01、ver02」を作成し、総合教育センターのHP上にアップするとともに、各研修、各会議等で周知を行っている。
- ・ 小学校～高等学校までの様式を示している。
- ・ 冊子「自立活動ハンドブック（小学校版・中学校版）」の配布 等

### 【高等学校】

- ・ 都道府県教育委員会において作成した「通級による指導を始める高等学校教員のためのガイドブック」を通級指導実施校に対して配布するとともに、都道府県 web ページにて公開。加えて、通級指導対象生徒の個別の指導計画の作成においては、前述の「高等学校通級指導運営委員会」において、目標設定や手立て等について指導助言を実施。
- ・ 小・中学校では、市区町村によってマニュアルを作成し、市区町村ごとに必要に応じて研修を実施する。高等学校では、年度当初に通級担当指導教員等を対象に研修会を実施し、見本を基に書き方について講義を行う。
- ・ 個別指導計画作成の必要性、作成手順、作成・評価例、活用事例を記載している。
- ・ 小・中学校に向け「通級による指導ハンドブック」を作成・配付し、個別の指導計画作成の意義・作成の例を示している。
- ・ 全校種を対象に、参考様式として示している個別の指導計画について、作成の手引や記入例を作成し、市区町村教育委員会や小・中学校に周知している。

### 17. (マニュアルや手引きの作成を実施していない場合)作成されていない理由はなんですか？

#### 〈回答〉

- ・ 一般的な作成方法等については、オンデマンド動画や学習指導要領で学習することができ、個別の児童生徒についての作成については発達障害支援員や特別支援学校のセンター的機能を活用することで、作成・活用の支援を行っているから。

### 18. マニュアルや手引きの作成に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 都道府県作成のガイドブック等は、教職員が必要に応じて閲覧できるよう、都道府県教育委員会特別支援教育課や都道府県教育センターのホームページからダウンロードできる。
- ・ 都道府県教育委員会のホームページに掲載しているが、学校での活用が図れるよう、上記研修会で特別支援教育コーディネーター等に冊子を配布している。
- ・ 個別の指導計画を活用した通常の学級との連携の工夫
- ・ 記入例は、通常の学級用、通級指導教室用、特別支援学級用を掲載している。
- ・ 全ての学校種に合わせた内容を作成。
- ・ 児童等の実態把握から指導実践と評価・改善までを一連のものとして捉え、一つの「特別支援パッケージ」として構成した。

### 【小・中学校】

- ・ 積極的な活用に向け、市区町村教育委員会へ周知を行っている。

### 【高等学校】

- ・ 「通級による指導パッケージ」の中に記載してあるため、個別の指導計画に特化したマニュアルや手引にはなっていないが、作成の参考になるよう周知している。本都道府県における個別の指導計画は、それぞれの学校が児童生徒の障害の状況や発達段階を考慮し、指導の効果が上がるように作成してきているため、その良さを生かすようにしている。
- ・ 特別支援教育コーディネーター初担当の研修（全校種）の中で、個別の指導計画等の作成についての内容があり、作成の意義や作成手順等について説明をしている。

### 【公立学校】

- ・ 初めて通級指導を担当する教員を対象とし、指導内容に限らず、校内支援体制のあり方や、参考様式等を掲載。
- ・ 小・中学校向けに令和3年、高等学校向けに平成26年に作成の趣旨や具体的な手続き、活用事例を示した資料を作成し、教育委員会ホームページで閲覧できるようにしている。
- ・ Q&Aや記入例も作成している。

## 通級による指導を終了する目安

19. 管轄している学校について、通級による指導を終了する目安を設けているか教えてください

### 〈回答〉

- ・ 設けている：10件
- ・ 設けていない：9件

20. (通級による指導を終了する目安を設けている場合) 該当するものを選択してください

### 〈回答〉

- ・ 指導実施年数を定めている：1件
- ・ 主訴が改善すれば終了としている：8件
- ・ その他：2件
- ・ 通級における指導を終了する目安を設けていない：8件

**21. 指導実施年数を定めている場合) 指導実施年数を教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 1年：1件
- ・ 2年：0件
- ・ 3年：1件
- ・ 4年：0件
- ・ 5年：0件
- ・ 6年：0件
- ・ 7年：0件
- ・ 8年：0件
- ・ 9年：1件
- ・ 指導実施年数を定めていない：16件

**22. (その他を選択した場合) 詳細を教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 小・中・義務教育学校においては、市区町村教育委員会の判断により、高等学校においては、各校により終了の判断をしている。
- ・ 主訴が改善すれば終了としている。
- ・ 指導開始時に見られた学習上又は生活上の困難さが改善され、通常の学級の担任等の支援や配慮により、そうした困難さを乗り越えていけるであろうと判断された場合。

**通級による指導における支援計画の引き継ぎ**

**23. 通級による指導における支援計画の引き継ぎ進学に際して、支援計画の引き継ぎを行っていますか**

**〈回答〉**

- ・ 行っている：19件
- ・ 行っていない：0件

**24. (引き継ぎを行っている場合) どのような内容を引き継いでいるか教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 本人、保護者等の情報、支援を受けている医療や福祉等の外部機関、教育的支援の内容等
- ・ 本都道府県で作成している「引継ぎシート」を活用し、児童生徒の概要、保護者からの要望、学習上・生活上の様子、学校での様子について進学先の学校に伝えている。
- ・ 個別の教育支援計画を引き継いでいる。
- ・ 個別の教育支援計画等（保護者が引継ぎに同意されたもの）

- ・ 通級による指導の内容及びその成果、通常の学級における配慮事項等
- ・ 個別の指導計画を基にした必要な支援について引継ぎを行うよう啓発を行っている。
- ・ 本人や保護者の願い、本人の強みや困難さ等を含むフェイスシート及び長期支援目標や関係機関等を含む支援シート。
  - 手帳の種類・内容
  - 服薬内容
  - 発達検査の記録
  - 本人の特性
  - 支援の手立て
  - 関連機関の情報 等
- ・ 小・中学校間において、個別の教育支援計画に沿って、特別支援教育コーディネーターを中心に児童の情報を引き継ぐ。高等学校との連絡会において、個別の教育支援計画に沿って、生徒の情報を担当教員間で引き継ぐ。
  - ・ 様式については、各自治体、各校に任せているため、把握していない。
  - ・ 都道府県として、本人・保護者の了解を得るなど、個人情報の取扱いに十分留意の上、引継ぎを行うよう周知している。
  - ・ 本人・保護者の同意が得られた場合、本人のプロフィールや関係機関など、進学先に引継ぎを行っている。
  - ・ 本人・保護者等と当年度の評価を行い、次年度の支援目標を設定し、その内容を引き継ぐ。保護者の同意があれば、個別の教育支援計画の写しを進学先に提供することもある。

#### 【高等学校】

- ・ 入試上の配慮申請における添付資料や、進学先の「障がい学生支援室」等との修学上の配慮相談時の基礎資料として利用
  - ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、サポートファイル等の引継ぎ。
  - ・ 中・高等学校の引継ぎについては、平成 29 年度に中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドラインを作成・通知し、発達障害等により特別な支援を必要とする生徒であり、かつ保護者等の支援の引継ぎに関する同意があった生徒について、上記に加え、中学校が作成する「中学校・高等学校連携シート」を引き継いでいる。
  - ・ 保護者の同意を得た上で、進学先の特別支援教育コーディネーターや教頭など、特別支援教育の窓口となる教員に対し、当該児童生徒の状況を説明するとともに、個別の教育支援計画自体を引き継ぐ場合が多い。（市区町村ごとに引き継ぎ方は異なる）
  - ・ 個別の教育支援計画の内容全て

### 個別の指導計画の様式について（通常の学級用）

25. 自治体として通常の学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください（あてはまるものを1つだけお選びください）

#### 〈回答〉

- ・ 示している様式がある：9件
- ・ 様式を示していない：10件

※ 26については、「（様式を示している場合）通常の学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略。

27. （様式を示している場合）通常の学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 必要な項目を加えたり、枠を拡大縮小したり、各校が必要に応じて活用しやすい様式に変えることができるよう、様式例として示している。
- ・ 教科ごとに分けるのではなく、学習面・生活面・進路に絞って、必要な情報のみ記入するものにした。
- ・ 小学校段階・中学校段階とそれぞれ例示している。
- ・ 各学校の段階や当該学級の教育課程、個々の状況などに応じて、様式を調整できるよう、基本的なレイアウトを作成。
- ・ 個別の教育支援計画と個別の指導計画をセットにして、高等学校用に参考様式として提示した。個別の指導計画において、各教科ごとに配慮事項を記入できるようにしている。
- ・ 学びの場ごとの様式は示していない。
- ・ 例を示し、各市区町村教育委員会等が状況に応じて作成できるようにしてある。
- ・ 簡易版として、学級経営案の「配慮が必要な児童」の項目を工夫した事例を提示。

### 個別の指導計画の様式について（通級用）

28. 自治体として通級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください（あてはまるものを1つだけお選びください）

#### 〈回答〉

- ・ 示している様式がある：9件
- ・ 様式を示していない：10件

※ 29 については、「(様式を示している場合) 通級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略。

30. (様式を示している場合) 通級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください

〈回答〉

- ・ 主たる障害に分類して例示している。通級の終了目標と、指導期間を明記している。
- ・ 在籍学級での配慮事項について、在籍学級担任が記入する箇所を設けている。
- ・ 校務支援システムで運用ができるようにしている。
- ・ 個別の教育支援計画の中に個別の指導計画の機能を取り込み、総論・各論又は長期的・短期的な観点から、お互いの機能を補完するような総合的な計画を示している。
- ・ 高等学校通級を対象に個別の指導計画の様式を示している。生徒の在籍校でも情報共有しやすいよう、A4一枚に収まる分量にしている。
- ・ 学びの場ごとの様式は示していない。
- ・ 生徒の実態把握やアセスメント結果の転記や、個別の教育支援計画における目標を記載できる欄を設けるとともに、指導内容記載欄には自立活動の6区分27項目との関係を記載する欄を設けている。
- ・ 高等学校向けに様式を提示している。高等学校では個別の指導計画を作成する機会が少ないため、記入例を示している。
- ・ 例を示し、各市区町村教育委員会等が状況に応じて作成できるようにしてある。
- ・ 児童生徒一人一人を肯定的・共感的に理解しながら教育課題を導けるよう、その子の伸びてきているところや長所、できるための条件等を整理し記入する「可能性の芽」という欄を設けている。

**個別の指導計画の様式について (特別支援学級用)**

31. 自治体として特別支援学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください (あてはまるものを1つだけお選びください)

〈回答〉

- ・ 示している様式がある：8件
- ・ 様式を示していない：11件

※ 32 については、「(様式を示している場合) 特別支援学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略。

**33. (様式を示している場合) 特別支援学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 項目を「各教科」と「各教科を合わせた指導」に分けている。
- ・ 知的と自閉症、情緒学級については、小学校用と中学校用それぞれ例示している。
- ・ 難聴、弱視、肢体不自由、病弱については、いずれかの学校種で例示している。様式の項目について解説を冒頭に示している。
- ・ 通常の学級用と同様。(各学校の段階や当該学級の教育課程、個々の状況などに応じて、様式を調整できるよう、基本的なレイアウトを作成。)
- ・ 校務支援システムでの運用ができるようにしている。
- ・ 個別の教育支援計画の中に個別の指導計画の機能を取り込み、総論・各論又は長期的・短期的な観点から、お互いの機能を補完するような総合的な計画を示している。
- ・ 例を示し、各市区町村教育委員会等が状況に応じて作成できるようにしてある。
- ・ 児童生徒一人一人を肯定的・共感的に理解しながら教育課題を導けるよう、その子の伸びてきているところや長所、できるための条件等を整理し記入する「可能性の芽」という欄を設けている。

**※ 34～36 については、調査先の推薦に関する質問のため省略。**

## 2-1-3-②. アンケート集計結果：市区町村

### 基本情報

#### 1. 自治体名

省略（6・7ページ参照）

#### 2. 所管部署名

省略

#### 3. 市区町村内の公立学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	公立小学校	公立中学校	公立義務教育学校	公立高等学校	公立中等教育学校
1	146	70	0	4	0
2	9	4	0	2	0
3	198	98	1	7	1
4	12	6	0	0	0
5	162	83	2	8	0
6	126	62	0	1	0
7	8	3	0	0	0
8	21	14	0	0	0
9	54	24	0	1	0
10	141	63	0	7	1
11	44	17	0	2	0
12	98	49	0	1	0
13	14	6	0	0	0
14	32	15	2	1	0
15	23	11	0	0	0
16	94	43	0	0	0
17	262	111	0	14	0
18	19	12	0	0	0
19	4	2	0	0	0
20	150	64	8	11	0

4. それらの学校のうち、通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (小学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (中学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (義務教育学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (高等学校)	通級による指導を受けている児童生徒がいる学校の数 (中等教育学校)
1	131	55	0	2	0
2	9	4	0	0	0
3	183	81	1	1	1
4	12	2	0	0	0
5	146	51	2	4	0
6	109	57	0	1	0
7	8	3	0	0	0
8	19	4	0	0	0
9	46	18	0	0	0
10	104	20	0	1	0
11	41	9	0	0	0
12	62	30	0	0	0
13	6	5	0	0	0
14	30	12	2	0	0
15	23	11	0	0	0
16	675	61	0	0	0
17	189	37	0	0	0
18	16	10	0	0	0
19	4	1	0	0	0
20	149	66	7	2	0

5. それらの学校のうち、自校通級/他校通級/巡回指導を行っている児童生徒が在籍している学校の数を教えてください（令和5年5月1日時点）

No	1-1 自校通級 (小学校)	1-2 他校通級 (小学校)	1-3 巡回指導 (小学校)	2-1 自校通級 (中学校)	2-2 他校通級 (中学校)	2-3 巡回指導 (中学校)	3-1 自校通級 (高等学校)	3-2 他校通級 (高等学校)
1	6	50	0	0	0	0	4	0

2	1	0	3	0	0	0	0	0
3	7	78	13	0	1	0	1	0
4	0	1	1	0	0	0	0	0
5	10	41	0	1	1	0	0	0
6	7	11	46	0	0	0	0	0
7	0	0	3	0	0	0	0	0
8	4	0	0	0	0	0	0	0
9	3	0	0	0	0	0	0	0
10	3	17	0	0	0	0	1	0
11	2	15	0	0	0	0	0	0
12	3	27	0	0	0	0	0	0
13	1	0	4	0	0	0	0	0
14	4	0	88	0	2	2	0	0
15	2	3	6	0	0	0	0	0
16	6	50	0	0	0	0	4	0
17	1	0	3	0	0	0	0	0
18	7	78	13	0	1	0	1	0
19	0	1	1	0	0	0	0	0
20	10	41	0	1	1	0	0	0

No	3-3 巡回指導 (高等学校)	4-1 自校通級 (義務教育 学校)	4-2 他校通級 (義務教育 学校)	4-3 巡回指導 (義務教育 学校)	5-1 自校通級 (中等教育 学校)	5-2 他校通級 (中等教育 学校)	5-3 巡回指導 (中等教育 学校)
1	1	0	0	0	1	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	1	0	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0
5	4	0	0	0	4	0	0
6	1	0	0	0	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0

9	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0

【以下、アンケートの回答内容】

(※ ただし、回答者の特定を避けるため、語句の一部を変換している。)

**6. 自治体として、通級による指導の効果的な運用のために工夫していることがあれば教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 通級による指導の目的や指導内容等を記載した実施要領を示し、通級による指導を行う学校と在籍学校が連携協力できるようにしている。通級指導担当者が定期的に会議を行い、指導や児童生徒についての情報交換、研修等を行っている。そのことにより、互いの専門性を高めることができ、若手教員の育成にもつながっている。

- ・ 就学相談における判断において、対象児の状況に応じて、今後1年以内に、特別支援学級等への学びの場の変更が想定される場合、通級による指導の判断結果に加え、「半年後（又は1年後）に再判断を行うことが望ましい」という説明を付加して保護者及び在籍学校に説明している。

なお、本対応については、就学相談における補足説明の位置付けとなり、再判断における相談等については、あくまでも保護者の任意となる。

- ・ 待機児童を減らし、必要なときに指導が受けられるようにしている。担当教諭及び市教育委員会等の連絡会や研修会を定期的実施し、共通理解を図っている。

- ・ 他校通級では、指導にかかる主たる障害によって、2種類の教室を設置している。また、校内支援の充実や保護者の送迎の負担軽減のため、令和2年度より、自校通級の設置を計画的に進めている。

- ・ 通級による指導の担当者の連絡会議の実施（年間4回）及び通級による指導の相談会の実施（年間5回）（※ 通級による指導の担当者が、次年度の通級による指導を希

望する児童生徒及び保護者の面談等を実施)

- ・ 小学校では、4拠点校体制としていることで、2校ずつの巡回グループの編成とし、ベテランと経験の浅い教員など多様な組み合わせの巡回指導を可能とするとともに、OJT等による人材育成のための時間の確保を図っている。2か月に1回程度、巡回指導教員の主任による情報共有や課題の共有等の時間を設定し、巡回グループによる格差に起因する学校間のバラつきが少なくなるようにしている。
- ・ 担当者会を開催し、実践についての情報交換を通して支援の充実につなげたり、小・中の連携をスムーズに行えるようにしている。中学校において通級指導教室が設置されていない学校に在籍している生徒について、通級担当職員が巡回して相談や指導にあたっている。
- ・ 小・中学校の通級指導教室（情緒障害）については自校・他校通級に関わらず、対象児童生徒への指導の必要性を教育委員会が整理するとともに、自校・他校通級児のバランスを考慮し、各通級指導教室設置校に受入れの連絡をするようにしている。
- ・ 個別学習、ミニグループ学習、グループ学習を行いながら計画的に指導している。また、毎回面談を実施しており、保護者との連携を図っている。
- ・ 通級指導教室の手引きやリーフレットを作成し、全校に配布している。通級指導教室の理解を深めるための説明会を実施している（発達支援教育コーディネーター対象）。入退級審査会（年間5回）にて、入退級対象者を決めている。市のホームページに市面向けの紹介やリーフレットを載せている。担当者の指導力の向上のため、研修を実施している。
- ・ 児童生徒の実態に合った自立活動が展開できるよう、「自立活動指導目標・指導内容シート」に照らし合わせて、児童生徒理解支援シートを作成するように指導している。
- ・ 通級指導教室運営協議会を年3回実施し、通級指導教室の実態を把握し、通級による指導の体制、環境等の改善に努めている。
- ・ 本市の通級担当者は10名であり、市内小・中学校の児童生徒が保護者の負担なく通級に通えるよう、設置校の配置や巡回指導の導入等で工夫している。
- ・ 特別支援教育に関する手引きを作成し、小・中学校に配付している。そこには、通級指導教室の指導内容や手続きの流れ等を記載し、必要性の判断に関する周知をしている。
- ・ 巡回通級の体制を充実させるために、拠点となる学校を決める。通級による指導を受けることが望ましいとされる児童生徒を適正に判断する。子どものアセスメントに基づいた適正な支援の方向性や自立活動の計画を立てる。
- ・ 通級担当者の交流の場を位置付けている。
- ・ 新任や経験の浅い担当者を中心に定期的な指導・サポートを行う支援チームを設置し、通級担当者の育成・サポートを行っている。また、教育委員会主催の通級担当者対象研修会を年に10回程度実施し、担当者の専門性向上を図っている。

## 通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（研修の実施）

### 7. 個別の指導計画の策定や活用に関する研修を実施していますか

#### 〈回答〉

- 小学校
  - ・ 実施している：15 件
  - ・ 実施していない：5 件
- 中学校
  - ・ 実施している：15 件
  - ・ 実施していない：5 件
- 高等学校
  - ・ 実施している：4 件
  - ・ 実施していない：16 件

### 8. （研修を実施している場合）どのような研修を実施しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 小・中学校では、主幹教諭や教務主任に「個別の教育支援計画・指導計画」の書き方や留意点、活用の仕方に関する説明を行っている。高等学校では、特別支援教育担当の先生に、個別の指導計画の提出に関する説明を行っている。
- ・ 市内全小・中学校教員対象。8 月末までに各中学校区の通級担当が個別の指導計画、個別の支援計画の作成・活用について研修を行う。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの研修の際に実施している。校種は全ての園・学校。対象は特別支援教育コーディネーター。内容はリーフレットを用いて、作成及び活用を働きかける内容。
- ・ 小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、効果的な活用方法や事例検討等を行っている。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会議（集合型）
  - ・ 学校種：幼稚園、小・中・高等学校等、特別支援学校
  - ・ 対象者：特別支援教育コーディネーター
  - ・ 内 容：個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び効果的な活用について
- 通級による指導の担当者の連絡会議
  - ・ 学校種：小・中学校の通級による指導の担当者
  - ・ 対象者：通級による指導の担当者
  - ・ 内 容：通常の学級担任への個別の指導計画の作成及び活用についての助言、連携・情報共有等の推進

- ・ 学校種：小・中学校  
     対象者：校内特別支援教育コーディネーター  
     内 容：個別の指導計画の作成の仕方について
- ・ 学校種：小学校、中学校  
     対象者：特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、校長、教頭  
     内 容：作成の仕方、活用の仕方
- ・ 項目や書きぶりの統一について
- ・ 小・中の通級指導教室担当者対象に、指導計画の記入方法の研修と指導計画を基に授業研究と事例検討会を行っている。
- ・ 小学校・中学校の通級による指導担当教員を対象とした研修会の実施。通級による指導についての基本的な考え方、児童生徒の実態に応じた自立活動についての研修を行った。
- ・ 小・中学校における通級指導教室担当教員を対象に、豊富な経験をもつ専門家を講師として指導主事も同席の上、学校派遣や集合研修として内容を取り扱っている。
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校等、特別支援学校の教員の希望者を対象に作成の仕方や活用における留意点についての研修を実施している。
- ・ 毎年ではないが、小・中学校の通級指導者を対象に実施している。
- ・ 各校の特別支援教育コーディネーターと通級指導担当者に対して、個別の指導計画の作成・活用・管理について、研修会の場を設け実施している。
- ・ 小・中学校の特別支援教育主任に対し、数年に一度、個別の指導計画の意義等について研修を実施している。

## 9. (研修を実施していない場合)実施されていない理由はなんですか？

### 〈回答〉

- ・ 必要に応じて、通級の研修の中で触れているため。また、他校通級においては、校内のOJTで実施しているため。今後、必要に応じて研修の計画も検討中。
- ・ 学校の実態に応じて、各学校で研修を実施しているため。
- ・ 個別の指導計画の作成・活用については、通級による指導を担当する教員に浸透しており、改めて周知徹底を図る必要がないため。  
     なお、通級による指導に限らず特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、適切な引継ぎを行うよう校長会等で周知を図っている。
- ・ 高等学校については、通級指導教室を設置していない。
- ・ 通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成するよう、市内小・中・義務教育学校へ伝えている。今後、その活用についての実態把握を行い、必要な研修等を検討している。
- ・ 今年度は全体での研修は実施していない。通級担当者は定例会で自己研修を行って

いる。

## 10. 研修に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください

### 〈回答〉

- ・ 小・中学校への説明の形態をオンデマンド型にして、何回も視聴できるようにしている。
- ・ 研修内容については、通級担当者会議で内容を検討し、統一している。使用するスライドについては、各小・中学校の実態に合うよう、毎年見直しを行っている。
- ・ リーフレットを作成し、研修で用いている。
- ・ 民間企業や市で委嘱しているアドバイザーと連携しながら進めている。
- ・ 職務研修に加え、他の自主的に参加できるものがある。また、区ごとにグループングを行い、些細なことでも質問できる環境の構築を進めている。
- ・ 作成及び活用の好事例を市内で共有するため、年度末に特別支援教育コーディネーターの実践発表の場を設ける。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを調整役として、校内の特別支援教育の推進を活性化するツールとして活用している。
- ・ 活用の具体を示せるように、実践発表を取り入れている。研修内容が学校全体に十分に広がっていない状況もあるので、校長会で改めて周知している。
- ・ 個別の指導計画の作成・活用に関する研修を特設して行ってはいないが、事例検討を行う研修等において、個別の指導計画等、実態把握に基づく指導、評価及び成果を資料等にまとめている。その一環として、指導計画の見直しについて研鑽している。
- ・ オープン講座を実施しており、ICT活用についての内容や、講師を招聘して自立活動についての演習や講話を行っている。
- ・ 課題としては、県の研修に頼っている部分が多いので、本市独自の研修を増やしていきたい。
- ・ 児童生徒のアセスメントや指導支援について、具体的な方法や教材を取り扱っており、指導支援で生かせるよう努めている。
- ・ 実際に作成する経験をすることで、イメージを持てるようにしている。
- ・ 横のつながりを大切にする。（情報共有）

## 通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（指導助言の実施）

### 11. 個別の指導計画の作成や活用について、通級担当教員への指導助言を実施する体制が自治体内にありますか

#### 〈回答〉

- 小学校
  - ・ 体制がある：15件

- ・体制がない：5件
- 中学校
  - ・体制がある：15件
  - ・体制がない：5件
- 高等学校
  - ・体制がある：4件
  - ・体制がない：16件

**12. (指導助言を実施している場合) どのような指導助言を実施しているか、学校種、対象者、内容、体制等を教えてください**

**〈回答〉**

- ・ 通級対象児童生徒の個別の教育支援計画・指導計画は必ず作成し、教育委員会へ提出するようにしている（小・中・高）。
  - 通級担当の教員が通級による指導の計画を作成し、それを基に、在籍校が通級対象児童生徒の個別の教育支援計画・指導計画を作成できるようにしている（小・中）。
- ・ 小・中学校通級担当者 と 市教育委員会担当者 で、指導計画の内容や活用状況等について検討する場を持ち、現場の実態や活用状況を把握している。実態に合わせて、どのような指導をすればよいかを考えられるように努め、次年度の指導計画作成に生かすようにしている。
  - ・ 通級指導教室担当連絡協議会を毎年実施している。小・中・高等学校通級指導教室担当者が対象。担当者から好事例など実践を発表し、指導助言を行っている。
  - ・ 市の巡回相談やアドバイザーの派遣を活用して指導助言をしている。
  - ・ (小・中・高) 他校通級や巡回通級の担当者においては、教室内でのOJTを行っている。また、通級による指導の評価を行う評価会において、必要に応じて主事が助言をすることもある（小・中）。自校通級の担当者においては、校内支援委員会での助言となっている。
  - ・ 必要に応じて、専門家チームによる指導助言を実施している。
- 学校種：小・中学校
  - 対象者：校内の特別支援教育担当者  
(特別支援学級担任、校内特別支援教育コーディネーター等)
  - 内 容：計画の内容について
  - 体 制：市の特別支援コーディネーターの巡回相談の際に指導の内容について助言することができる体制をとっている。
- 学校種：小学校、中学校
  - 対象者：通級指導教室担当教員
  - 内 容：作成の仕方、活用の仕方

- ・ 担当指導主事による授業観察や、事例検討等において、小・中・高等学校等いずれにおいても(1)実態把握、課題整理、指導方針の立案、実施、結果、指導の見直しという一連のサイクルを丁寧に行うこと、(2)短期の目標を明確にすること等の助言をしている。また、高等学校では、卒業後の暮らしを見据えて社会参加につながる具体的なスキルに焦点をあてた指導に着目するよう助言している。
- ・ 各通級指導教室で作成した個別の指導計画と個別の指導報告を市教育委員会へ提出し、必要に応じて内容の見直しを依頼している。
- ・ 小・中の通級指導教室担当者に対して、事務局が電話等の質問に随時答えている。研修会を実施し、担当者同士で事例検討を行っている。
- ・ 小学校・中学校とも特別支援教育に係って巡回指導をしている。その中で、必要に応じて通級による指導を担当している教員等に対し、児童生徒の実態把握や支援内容について個別に指導をしている。
- ・ 月に1回の通級担当者の定例会に指導主事も参加するため、事例検討会等でその都度行っている。
- ・ 小・中学校における通級指導教室担当教員を対象に、豊富な経験を持つ専門家を講師として指導主事も同席の上、児童生徒のアセスメントや指導支援について、具体的な方法や教材を取り扱っている。
- ・ 指導教諭による指導助言（必要に応じて）
- ・ 個別の指導計画を活用した学級担任・通級指導担当者・保護者との連携の図り方

### 13. (指導助言を実施していない場合)実施されていない理由はなんですか？

#### 〈回答〉

- ・ 教育委員会の指導主事が個別の相談に応じている。
- ・ 校内でOJTができるように、複数の通級による指導の担当者を配置している。
- ・ 高等学校については、通級指導教室を設置していない。
- ・ 今後、実態把握を行い、必要な指導助言を行うことを検討している。
- ・ 教育委員会指導室や教育センターの担当者が問い合わせに対しては対応している。
- ・ 県の管轄であるため市区町村では行っていない。
- ・ 各校の特別支援教育主任を中心に、個別の指導計画の作成や活用を行っている。

### 14. 指導助言に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 通級指導の経験が浅い担当者の専門性の向上
- ・ 専門家（臨床心理士、視能訓練士、言語聴覚士、作業療法士）臨床研修を設定し、指導助言を受けられる環境を作っている。
- ・ 専門家チームや巡回相談等を依頼する際の基礎資料として活用している。

- ・ 通級指導教室が全ての学校に設置されているわけではないので、担当教員同士が情報交換をしながらより良い支援について検討している。
- ・ 障害特性に応じた指導の工夫として、学習指導要領解説自立活動編や障害のある子供の教育支援の手引等を活用し、実態に応じた具体的な指導方策に触れた助言を行うようにしている。
- ・ 専門性の高い内容については、外部講師を活用している。
- ・ 児童生徒の実態に合った自立活動が展開できるよう、「自立活動指導目標・指導内容シート」に照らして児童生徒理解支援シートを作成するように指導している。
- ・ 本市の通級担当者は、特別支援教育における専門性が高いため（長期研修を受けている者、特別支援学校での指導経験がある者等）、担当者同士で指導助言ができる環境であること。
- ・ 経験教員としての通級指導教室専門家教員の活用はもちろん、研修の中で、担当教員のつながりを構築し好事例の共有が担当者同士で行えるよう努めている。
- ・ 必要に応じて、外部機関から専門家を招聘している。

#### **通級による指導における個別の指導計画の作成・活用全般について（手引き等の作成）**

#### **15. 個別の指導計画の作成や活用に関するマニュアルや手引きを作成していますか**

##### 〈回答〉

- 小学校
  - ・ 作成している：11件
  - ・ 作成していない：9件
- 中学校
  - ・ 作成している：11件
  - ・ 作成していない：9件
- 高等学校
  - ・ 作成している：4件
  - ・ 作成していない：16件

#### **16.（マニュアルや手引きの作成を実施している場合）どのようなマニュアルや手引きを作成しているか、学校種、対象者、内容等を教えてください**

##### 〈回答〉

##### **【小・中学校】**

- ・ マニュアルを使って主幹教諭や教務主任に、「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の書き方や留意点、活用の仕方に関する説明を行っている。
- ・ 園・小・中学校対象の「市特別支援教育ハンドブック」に作成・活用の流れ（年間

計画) 記入方法、チェックリストを掲載し、毎年、初任者、転任者に配布している。

- ・ リーフレットを作成し、全ての園・学校へ送付している。HP へ掲載している。
- ・ 個別の指導計画に何を記載すべきか、内容について示している。
- ・ (小・中) 毎年4月に担当者会を開き、手引きに沿って個別の指導計画の作成や活用に関する説明を行っている。
- ・ 作成例は示している。
- ・ 小・中の通級指導教室担当者と各校の発達支援教育コーディネーターに対して、指導計画の書式や活用方法等について伝えている。
- ・ 本市では、平成30年度より国及び県教育委員会から示された「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式」を活用しており、同時に示された「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」等を参考にしながら作成しているため。
- ・ 通級担当者が独自に、児童生徒の個別の指導計画の作成手引きを作成している。
- ・ 特別支援教育に関する手引きを作成し、小・中学校に配付している。そこには、通級指導教室の指導内容や、手続きの流れ等を記載し、必要性の判断に関する周知をしている。研修や相談でも活用するよう、あらゆる機会を促している。
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校等、特別支援学校の管理職及び教員が参照できる「障害のある児童生徒のために(支援の手引き)～支援体制の充実に向けて～」を作成している。特別支援教育推進のための学校づくり、障害の理解と支援、チームとして子供の支援に取り組むことについて示している。
- ・ 主に小・中学校の通級指導担当者を対象とした通級指導教室の運営に係る手引きを作成。その中で個別の指導計画の作成と活用について記載。

## 17. (マニュアルや手引きの作成を実施していない場合)作成されていない理由は何ですか？

### 〈回答〉

- ・ 文部科学省の「初めての通級による指導を担当する教員のためのガイド」を活用している。
- ・ 代用物として、様式とともに、作成に関わる留意事項のコメントを入れたものを提示しているため。
- ・ 市から様式を提示しているが、学校ごとに独自のものを作成してもよいことになっているため。
- ・ 作成の仕方や活用の仕方について、校長会や特別支援教育に関する研修会で全小・中学校に指導している。
- ・ 個別の指導計画の作成・活用については、通級による指導を担当する教員に浸透しており、改めて周知徹底を図る必要がないため。

なお、通級による指導に限らず特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、適切な引継ぎを行うよう校長会等で周知を図っている。

- ・ 連絡会を開いており、その中で共通理解を図っている。
- ・ 通級指導教室担当で作成しているが、提出を求めている。今後、作成内容等の確認を行い、必要に応じて作成を検討する。
- ・ 現段階で必要性がない。

## 18. マニュアルや手引きの作成に関する課題への対応策や工夫していることがあれば教えてください

### 〈回答〉

- ・ 記入例を載せるなどして、初めての先生でも作成できるようにしている。
- ・ 県から出されているマニュアルも活用している。
- ・ 手引きについて、現場からの意見も聞きながら、改定し分かりやすいものを提示できるようにしている。
- ・ 指導主事が巡回拠点校を訪問し、個別の指導計画の作成及び活用についての状況確認と助言を行っている。
- ・ 在籍学級・巡回指導教員・特別支援教育支援員が協働して作成する連携型個別指導計画を活用することで、児童・生徒の指導に関わる全ての教員の共通理解を図っている。
- ・ 各校にできるだけ分かりやすい内容になるように心がけている。
- ・ 今年度から特別支援教育ソフトを導入しており、それを利用しながら、担当者の業務負担（個別の指導計画作成）が軽減されるよう、対応していく。
- ・ 中学校を中心とした具体的な通級による指導の内容について、通級指導教室担当はもちろんのこと、管理職や通常の学級担任等も理解し連携できるようなマニュアルの改訂等が必要と思っている。

## 通級による指導を終了する目安

### 19. 管轄している学校について、通級による指導を終了する目安を設けているか教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 設けている：13件
- ・ 設けていない：7件

## 20. 通級による指導を終了する目安

- ・ (通級による指導を終了する目安を設けている場合) 該当するものを選択してください

#### 〈回答〉

- ・ 指導実施年数を定めている：4件

- ・ 主訴が改善すれば終了としている：8件
- ・ その他：3件
- ・ 通級における指導を終了する目安を設けていない：5件

## 21. (指導実施年数を定めている場合) 指導実施年数を教えてください

### 〈回答〉

- ・ 1年：4件
- ・ 2年：0件
- ・ 3年：2件
- ・ 4年：0件
- ・ 5年：0件
- ・ 6年：0件
- ・ 7年：0件
- ・ 8年：0件
- ・ 9年：0件
- ・ 指導実施年数を定めていない：14件

## 22. (その他を選択した場合) 詳細を教えてください

### 〈回答〉

- ・ 指導実施年数は明確には定めていないが、概ね2～3年という見通しをもって指導にあたっている。主訴について本人の自己理解が進み、対処方法を知り、集団の中で活用できる見通しが立ったら、終了するケースが多い。
- ・ 通級による指導を終了する目安は設けていないが、基本的には主訴が改善した場合、保護者との相談や在学学校への情報共有等を進め、指導を終了することになる。
- ・ 原則は1年であるが、実態に応じて継続を検討できるようにしている。前提として、通級による指導は終了を目指すものであることを共有している。原則1年間での終了を原則とし、ねらいや指導内容等を考えている。1年での終了が難しい場合は、自校通級は校内支援委員会、他校通級は評価会にて次年度の方針を検討し、継続することもある。主訴が改善すれば終了となる。
- ・ 都道府県では、原則の指導期間を1年間と定められているが、原則の指導期間内に指導目標を達成できない場合、指導の延長が認められる場合がある。このことから、原則の指導期間ありきの指導ではなく、指導目標の達成も目安としている。
- ・ 主訴が改善すれば終了としている。
- ・ 主訴が改善すれば終了であるが、長く通級に在籍することをよしとしていない。
- ・ 卒級を目指した指導を大切にしており、通級の継続の際は、成果と課題、指導内容に改善あるいは学びの場の再検討などの必要性の検討を求めている。

## 通級による指導における支援計画の引き継ぎ

23. 通級による指導における支援計画の引き継ぎ進学に際して、支援計画の引き継ぎを行っていますか？

### 〈回答〉

- ・ 行っている：19件
- ・ 行っていない：1件

24. (引き継ぎを行っている場合)どのような内容を引き継いでいるか教えてください

### 〈回答〉

- ・ 本人や保護者の願い、関係諸機関、学校生活面や学習面における合理的配慮
- ・ プロフィール（検査所見、通級歴等含む）、本人・保護者の願い、本人の状況（健康、コミュニケーション、学習や認知、生活場面、葛藤場面）評価と課題、関係機関、専門機関からの情報。
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容
- ・ 指導計画の内容を引き継いでいる。
- ・ 自校通級においては、作成した個別の指導計画や個別の教育支援計画について、保護者の同意を得て進学先へ引き継いでいる。他校通級においては、引き続き他校通級を利用する場合、保護者の同意を得て必要な資料を引き継いでいる。
- ・ 通級による指導で行っていた内容、合理的配慮
- ・ 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）・連携型個別計画・発達検査結果写等
- ・ 指導の開始日、指導の経緯、指導内容、指導目標
- ・ 成育歴、実態、引き続き必要な支援等
- ・ 在籍の担任から通級担当へ支援計画を渡すようにしている。また、在籍担任学習会で共通理解を図っている。
- ・ 小学校から中学校への引継ぎでは、入級期間、指導内容、指導の進捗状況等を主に伝えている。
- ・ 児童生徒の実態、支援内容について
- ・ 主訴、指導内容、主訴の改善状況等
- ・ 保護者承諾のもと、学校間での引継ぎを行っている。
- ・ 個別の教育支援計画を引き継ぎ方について指示している。個別の教育支援計画の内容は、児童生徒の状況（診断や手帳の有無、関係諸機関との連携、日常生活活動の様子、学習・行動等の様子）や保護者、本人の願い、支援の重点や合理的配慮である。
- ・ 原則全ての内容について引き継いでいる。
- ・ 保護者との合意形成によって継続の必要があったとした内容
- ・ 最終学年における子どもの特性、これまでの支援内容、今後必要と思われる支援、子どもと保護者の願い

- ・ 就学前の相談機関、受診した病院（主治医）、医学的診断、療育機関、障害者手帳の有無、発達検査結果、連携機関 等

#### **個別の指導計画の様式について（通常の学級用）**

**25. 自治体として通常の学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください（あてはまるものを1つだけお選びください）**

##### 〈回答〉

- ・ 都道府県の様式を示している：5件
- ・ 示している様式がある：11件
- ・ 様式を示していない：4件

**※ 26については、「(様式を示している場合) 通常の学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略**

**27. (様式を示している場合) 通常の学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください**

##### 〈回答〉

- ・ 支援内容を振り返ることができるように、年度末に評価の欄を設けている。
- ・ 専門機関からの情報、不登校の状況等、必要な情報が網羅できるようにしている。
- ・ 通級による指導と連携できるように、通級と同じ様式にしている。
- ・ 校務支援システムで作成することで、校内で共有しやすく、また次年度へ引継ぎもしやすくしている。
- ・ 教員が困っていることだけでなく、本人が困っていることに注目する。
- ・ 興味のあること、得意なこと、「〇〇すれば〇〇できる」といった視点で実態把握できる形式にしている。
- ・ 指導の経過を積み重ねて記述できるようにしている。
- ・ 教員ができるだけ負担なく作成できるような形式にしている。
- ・ 各校にできるだけ分かりやすい内容になるように心がけている。
- ・ 個別の指導計画の作成までに至らない児童生徒は、「支援シート」が活用できるようになっている。

### 個別の指導計画の様式について（通級用）

28. 自治体として通級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください（あてはまるものを1つだけお選びください）

#### 〈回答〉

- ・ 都道府県の様式を示している：4件
- ・ 示している様式がある：11件
- ・ 様式を示していない5件

※ 29については、「(様式を示している場合) 通級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略。

30. (様式を示している場合) 通級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 子どもの状況や指導内容が、分かるように「障がいの状態」、「指導のねらい」、「指導内容」、「指導方法」等の項目を設定している。
- ・ 本人・保護者、学校、指導者それぞれの願いに基づき、目標が設定しやすい体裁になっている。検査所見等が詳細に記入できる。
- ・ 自校通級においては、通常の学級の担任と連携して作成できるようにしている。
- ・ 自立活動の6区分、27項目を示している。
- ・ 主訴（本人が困っていること）について、指導開始前と開始後の変化を記述できるようにしている。在籍学級との連携を進めるための資料として活用できるよう、指導の方向、指導目標を明確に記述できる形式にしている。
- ・ 指導を1年区切りとしているため、指導目標も1年の目標としている。
- ・ 在籍校での指導目標と通級指導教室の指導目標の関連が明確になるように作成した。本人の目標が明確になるように「本人の願い」の欄を設けた。
- ・ 児童生徒の状況から長期目標を設定し、そのために必要な自立活動について、短期目標として、毎学期ごとに付けさせたい力や具体的指導内容について記入する欄がある。そのうえで、担当教員が評価改善を図りやすいものとしている。

### 個別の指導計画の様式について（特別支援学級用）

31. 自治体として特別支援学級用に示している個別の指導計画の様式があるか教えてください（あてはまるものを1つだけお選びください）

#### 〈回答〉

- ・ 都道府県の様式を示している：6件
- ・ 示している様式がある：9件
- ・ 様式を示していない：5件

※ 32 については、「(様式を示している場合) 特別支援学級用に示している様式があれば、こちらにアップロード、もしくはメールにて送付をお願いいたします」という設問であり、実際の様式の提出を求めるものであったため省略。

33. (様式を示している場合) 特別支援学級用に示している個別の指導計画において工夫した点があれば教えてください

#### 〈回答〉

- ・ 計画的・継続的な指導を目指すために、「子どもの現状」、「長期目標」、「短期目標」、「手だて」、「評価」の項目を設定し、PDCAにより改善・充実を図ることができるようにしている。
- ・ 指導計画と評価の部分が実態・目標・手だて・評価について、一目でわかる構成になっており、比較しやすい。
- ・ 教科等、三つの柱で記入できるようにしている。
- ・ 評価を◎、○など一部記号で表記できるようにしている。
- ・ 県の様式を参考として示している。
- ・ 通常の学級用と同じものを使用している。
- ・ 示していないが、県の様式を参考に作成するように指示している。
- ・ 児童生徒の状況から必要な自立活動、各教科等を合わせた指導、また教科等の指導についての目標や具体的指導内容、配慮事項について、多くの教員が共通理解を図りやすく見やすい様式としている。

※ 34～36 については、調査先の推薦に関する質問のため省略。

## ○ アンケート結果への検討委員会での考察

検討委員会が出されたアンケート結果に関するコメントは、以下のとおり。

### 【様式の設定について】

・ 個別の指導計画の様式を「設けていない」、「様式を示していない」といったことはネガティブな印象もあるが、各学校に合うものを使う許容度が残されているということでもあり、様式を設定していることが重要なのではなく、学校の実態に即したものが準備され活用されていることが重要である。

・ 個別の指導計画、個別の教育支援計画について様式を示しているかの設問があるが、通級による指導を受けている児童生徒にとっては、通常の学級用と通級による指導用のどちらであっても指導計画として機能するものであることが重要である。通常の学級での適応上の課題が目標化され、通級による指導で取り扱われた指導の般化促進が通常の学級で取り扱われるような紙面の工夫、共有があることが重要である。

・ 「書式が詳細か、簡易か」という視点においては誰が作るか、どの書式で作るかが関連してくる。通常の学級での個別の指導計画の運用拡大を考えた時には、簡易であればいいという一辺倒な発想ではなく、役割分担を含むシステムの検討が重要である。

### 【通級による指導の運用について】

・ 「通級による指導を終了する目安」については、目安設定をすること自体が重要ではなく、終了を機械的に年限で区切るなどの一辺倒な区切りであればかえって終了の目安を設定していない方がよい。目安の設定に関しても、通級による指導を受ける児童・生徒の状況に応じた設定の仕方が必要である。

・ 終了の目安を設けている県とそうでない県が分かれているのは興味深く、「設けている」という自治体からは、「年数を定めている」、「主訴が改善すれば終了」という回答があり、ニーズの解消を通して通常の学級での適応を目指すことが通級の役割であることを明確にしている。

・ 他校通級の課題に対して「本人・保護者の負担軽減のため、自校に通級指導教室がないために他校通級しなければならない状態をできるだけなくすように、少ない人数でも兼務校としてできるだけ開設できるようにしている。」という回答があり、具体的な体制の工夫である。

- ・ 各自治体の取組自体はどれも価値ある内容といえるが、専門性向上のために地域が整えるシステムがあることに加え、そうしたシステムの効果の検証がなされていることで、取組の価値は一層明確になる。

### 【研修制度に対して】

- ・ 自治体の研修会などに参加する教員は限られた顔ぶれになっている部分もあり、各学校で通級による指導をより機能させていくためには課題が多く残っている。また、高等学校においては「通級による指導を実施する」という文化が広がっておらず、学校内の理解の深化が望まれている。

- ・ 「エリアごとの研修会」というのは興味深く、市区町村や各学校が自律的に専門性を向上させるという方向は、地域づくりを考えると重要なことである。

- ・ 専門性向上のためにコーチングできる人材の育成、地域への実装が進められている。わが国でも長らく専門性向上の議論が続くが、これまで検討された研修体系が機能するためには、どのように研修を行うか、その効果をどのように検証するか、という論点にシフトして議論を行う必要があると考える。

- ・ 「校内のOJT」、「定例会の自己研修」自体は価値ある取組であるが、質の担保も期待する。

## ○ ヒアリング事項及び調査結果

### (1) ヒアリング事項（以下1～8）

#### 1. 個別の指導計画の作成・活用全般について

通級による指導の実施形態

- ・ 自校通級：○人
- ・ 他校通級：○人
- ・ 巡回指導：○人

#### 2. 個別の指導計画について、使用している様式

使用している様式を別途ご送付いただく

#### 3. 通級担当教員について

##### 質問例：

- ・ 通級担当教員について教えてください（特別支援教育に係る免許の有無、特別支援教育経験年数）。
- ・ 通級担当教員が個別の指導計画の作成や活用について困っていることを教えてください。
- ・ 個別の指導計画の作成や活用について、通常の学級の教員と通級の教員との間で連携は行っているか教えてください。  
（行っている場合）その具体的な方法や工夫している点があれば教えてください。  
（行っていない場合）その理由や連携の実施に関して課題になっている点について教えてください。

#### 4. 通級による指導の入級判断のための実態把握の方法等

##### 質問例：

- ・ 入級判断や個別の指導計画策定時の実態把握を誰がどのように行っているか教えてください。
- ・ 実態把握に携わった人を教えてください（外部専門家やコーディネーター等を含む）  
（中学校や高等学校の場合）本人を指導計画作成に巻き込んでいるか教えてください。
- ・ 実態把握に関して、効果的に実施できている点や工夫をされている点があれば教えてください（入級判断を効率よく対応するための工夫があれば教えてください）。
- ・ 実態把握に関して、苦勞している点、課題点があれば教えてください（それらの要因も含めて）。

## 5. 個別の指導計画作成・活用における工夫

### 質問例：

- ・ 個別の指導計画の作成や目標設定に関わっている方を教えてください（作成や目標設定に関わっている人を教えてください）。
- ・ 個別の指導計画の作成、活用（具体的な目標設定等）について効果的に実施できている点や工夫している点があれば教えてください。
- ・ 保護者面談の際に指導計画が「活用」されているか教えてください。
- ・ 個別の指導計画の作成、活用（具体的な目標設定等）について、苦勞している点、課題点があれば教えてください（それらの要因も含めて）。
- ・ 指導実施における工夫(教材・教具等も含む)。
- ・ 具体的な指導実施において、効果的に実施できている点や工夫している点があれば教えてください（どのような困りごとについてどのような指導の工夫をしているか教えてください（障害種ごとの違いも含む））。
- ・ 具体的な指導実施について、苦勞している点、課題点があれば教えてください（それらの要因も含めて）。
- ・ 指導実施中における見直し(誰が、どれくらいの頻度で)も行っているか教えてください
- ・ 校内委員会において指導計画をどのように活用しているか教えてください(誰が所属して、どれくらいの頻度で、どのような内容を話しているか教えてください)。

## 6. 指導の評価における工夫

### 質問例：

- ・ 指導の評価について効果的に実施できている点や工夫している点があれば教えてください。
- ・ 指導の評価について、苦勞している点、課題点があれば教えてください（それらの要因も含めて）。

## 7. 支援計画の引き継ぎ

### 質問例：

- ・ 進級や進学において支援計画を引き継いでいるか教えてください。
- ・ (引き継いでいる場合) どういう内容を引き継いでいるか教えてください。

## 8. 通級による指導の効果

- ・ 通級による指導を受けた児童生徒について、通常の学級での学習面又は行動面での変容について教えてください。

## **(2) ヒアリング調査結果及び課題**

以下、ヒアリング調査の結果について整理する（ただし、プライバシー保護の観点から個別の学校名を特定できる情報についての記載は避ける。）。

なお、検討委員会での意見を整理したものは事例集にまとめているので、そちらをご参照いただきたい。

### **✓ 各学校種における通級の特徴**

#### **■小学校**

- ・ 顕著な問題行動（他害など）と学習面でのサポートにあたっている場合が多い。

#### **■中学校**

- ・ 顕著な問題行動はなく、英語が始まることでの学習面でのサポート。
- ・ 教科担任制になることでの実態の見えづらさ。
- ・ みんなと同じ状態でありたいという自我の芽生え。

#### **■高等学校**

- ・ コミュニケーションの課題に対する指導が多くなる。
- ・ 受験によって同じ学力レベルの生徒が集まっていることによるケアのしやすさがある一方、各学校の特色における指導の在り方が異なってくる。
- ・ 高等学校を卒業した先のことを見越した指導や準備が求められる。

### **①実態把握**

#### **■小学校**

- ・ 課題が多い児童の場合、目標設定の優先順序を決めることが課題である。さらに、家庭の協力が得られにくい場合、情報が得られにくく課題解決の方策を考えることが困難になることがある。
- ・ 実態把握を行うと、学校や担任、関係職員間で児童への対応や見方に差が存在する。
- ・ 医療機関との連携が取れておらず、学校内の相談に限られている状況である。このため、発達検査を受けていない児童が増加しており、客観的なデータがないことから、認知特性を把握することが困難になっている。これにより、児童の実態を正確に把握することが難しい状況にある。

#### **■中学校**

- ・ 小学校と違い教科担任制となるため、生徒の実態の見えにくさがある。
- ・ 中学になると、暴れるというようなわかりやすい事例でなくなる代わりに、不注意傾向や学習障害のある生徒が困っていても学習不振や怠学か、障害の特性によるものか、という

見極めが難しくなる。

- ・ LD（学習障害）の生徒がノートを書かない場合、それが怠学によるものなのか、書字に困難があるためなのかの判断が必要であるが、各担任間で捉え方の温度差がある。

#### ■高等学校

- ・ 評価には本人の声や保護者の声を取り入れたいが、面談の機会が少ないため、特に保護者の声を聞くことが難しい。

### ②通級による指導の意義の共通理解

#### ■小学校

- ・ 巡回指導校や進学先中学校への個別の指導計画の引継ぎにおいて、現担任から次の担任への引継ぎが上手く行われていない場合がある。
- ・ 管理職として通級による指導を行う先生に任せきりにしている部分が多い。子どもを中心に考えると、本来ならば担任から通級担当への相談や連携を積極的に行うべきだが、特に経験の浅い若い先生方の間では、その実施が不十分である。

#### ■中学校

- ・ 各担任間で温度差が存在する。
- ・ 特別支援教育に対する学校全体の理解が不十分であり、“このような子にはこのように対応すべき”という共通の理解に乏しい。通級担当教員と各教科の担任間の連携も重要であり、個別の指導計画について十分に教職員間で共有され、活用される必要がある。個別の指導計画の作成後、振り返りが行われなことが多いため、活用が十分にされていない状況である。
- ・ 通級担当教員が1学年に所属すると位置付けられているため、2学年・3学年の学年会議などに出席ができず、生徒のフォローアップや課題に対する連携に障害が生じている。
- ・ 高等学校への引継ぎが不十分である。また、通級に通う生徒は環境の変化に弱い場合が多いため、進学後もフォローアップしたい。

#### ■高等学校

- ・ 高等教育機関との連携について、あまり取り組むことができていない。
- ・ 普通科の進学校の場合、勉強面が優先される傾向にあり、放課後に難関大学向けの特別講座への参加を希望し、通級による指導を受けたくないというケースがある。
- ・ 部活動への参加を希望し、通級による指導を受けたくないケースがある。
- ・ 受験期になると、課題授業が放課後に設定されることがあり、指導が難しくなる。特に3年生は通級による指導を12月で終了するため、指導が完了しないまま終わらざるを得ないこともある。

- ・ 通級担当教員には、通常の学級担任や進路指導の経験など、経験豊富な教員が必要。
- ・ 学校が地理的に遠いため、保護者が面談に来られないという問題がある。
- ・ 全体的に特別な支援が必要ないいわゆる「グレーゾーン」と言われる生徒が多い学校では、指導に工夫が求められている。
- ・ 在籍校の中には、校内委員会を開催していなかったり、担任や特別支援教育コーディネーターのみが困っていたりする状況がある。また、保護者は困っているが、学校では目立たないため、問題が表面化しないこともある。

### ③通級担当教員の専門性向上

#### ■小学校

- ・ 指導を行う過程で新たな課題が見つかることは珍しくないため、指導の開始に指導計画を立てるのが困難。
- ・ 通級を1名で担当しているため、日常的に相談ができないという悩みがある。
- ・ 指導評価において「できた！」と評価されることが難しい状況がある。これは、ゴールが明確でないことに起因している可能性がある。

#### ■中学校

- ・ 教職課程を大学で学ぶ際に、発達障害についてどの程度学んでいるかが重要であることから、全ての教員は概論ではなく、実践的な知識を身に付けてほしい。
- ・ 通級による指導を受ける生徒の保護者から、発達障害の子が進学できる高等学校について質問を受けることがある。通級担当教員は、高等学校入学者選抜試験に関する知識や通常の学級の状況も理解しておくべきであろう。

#### ■高等学校

- ・ 障害者就労に関するノウハウを有した教員が担当している場合はよいが、その知識や経験がない場合は、ハローワークに任せがちとなる。

### ④設備や管理

#### ■小学校

- ・ 引継ぎ先の学校において、保管方法が明確に定められておらず、丁寧に保管されていない場合が見受けられる。
- ・ 個別の指導計画や中学への引継ぎ資料などは、プリントアウトして保護者のサインを受け取る必要があるが、これらの文書は紙でなければならない、秘密文書として扱われるため金庫に保管する必要があると認識されており、日常的な活用に至っていない。
- ・ 通級指導教室で受け入れることのできる人数が限られている状況があり、5月や8月に入級審査を行うことも考えられていても、4月の時点で既に定員が満たされてしまい、新た

に1年生が入級できない状況になっている。この結果、待機児童が発生していることがある。

#### ■中学校

- ・ 指導を行いながらの記録取りは困難であり、Google Classroomなどのオンラインプラットフォームへの切り替えを検討している。このようなプラットフォームのメリットとしては、自己管理能力が低い生徒が紙の資料を忘れることなく、教材や授業の様子をデジタルデータで共有できる点が挙げられる。現在、この方法を試みているレベルである。
- ・ 通常の学級よりも、設備面も含めて対応が後回しになる傾向がある。
- ・ 通級による指導の体制や施設設備の整備に関する全体的な計画や支援の不足がある。

#### ■高等学校

- ・ 個別の指導計画に関しては、紙ベースでの管理が主となっており、学期ごとにしか確認されていない状況である。
- ・ 個別の指導計画の作成は義務付けられているため、教員はそれに従って作成しており、既存のチェックシートなども活用しているものの、個別にケース会議を開く時間がないという実情がある。
- ・ 担任や保護者との情報共有を目的とした連絡帳の回覧が、生徒の特性上、上手く行われていない場合がある。このため、電話での連絡を行うこともある。
- ・ 教員が普通科と特別支援教育の双方を担当していることが大きな負担となっている。

## ○ 上記結果に対して検討委員会が出されたコメント一覧

### ①実態把握

- ・ アセスメント結果をもって通級の利用が可能になるという手順を踏むことが多いが、心理検査等は専門家でないと実施できない。一方、学校内で実施できるチェックリストやアセスメントもあるため、そうした様々なアセスメントを活用しながら速やかに子どもの実態やニーズを把握し、支援につなげることが重要である。

### ②通級による指導の意義や実施に関する共通理解

- ・ 子どもが多くの時間を過ごすのは通常の学級である。ここで子どもが安心して、自身の能力を発揮しながら過ごすことが核となるといった理解を持つことが重要である。

- ・ 学級担任の先生との温度差があり、管理職の経験によって左右されてしまうところがある。通常の学級の担任等の理解を得るために、通級指導通信などでどんどん発信したところ、浸透し相談先として頼られるようになったが、それにはパワーがいる。

- ・ 中学校は小学校と違い、教科担任制となり文化が異なることは確かである。これはより多くの見方で生徒を理解することにもつながる。

- ・ 高等学校受験の際にも、合理的配慮を視野に入れる必要がある。そのような視点で捉えると、特別支援教育のみの話ではなく、学校全体での検討事項となる。

- ・ 授業改善に特別支援教育の考え方を取り入れて実践し、成果を上げた学校の事例があった。「機能を遂げる」ための一致団結が大事である。

- ・ 学年会議に出席できない通級担当教員の問題は、通級による指導を含めた体制づくりの問題。特別支援教育コーディネーターや特別支援教育の担当の先生などを巻き込み、全体の指導の充実から考えるべきであり、組織の観点から見直しの視点が大切。

- ・ 校内体制については、学年行事に駆り出されるなど、現場レベルではよくある話であり、課題である。

- ・ 校内体制に関する対応については、年度途中での変更が難しいため、前年度の段階で、教育委員会からも話をしておく必要がある。

- ・ 高等学校において、指導開始までのタイムラグは大きな課題であり、改善すべき。

- ・ 就労支援をハローワークに任せがちということについては、仕組みで改善していくことが大切であり、特別支援学校から情報提供をもらう事例もあった。特別支援学校は進路・就労に関する豊富な情報を有していることも多いため、そうした情報提供も有用。

- ・ 高等学校における進学校の先生は、発達障害の子がいないと思っている場合が少なくない。適切に情報を届けるために、中学校の通級担当教員の立場から高等学校向けに資料展開することも一案である。

- ・ 高等学校は学力レベルが同等の生徒が集まる傾向にあるため、通常の学級における指導の充実を目指すことが更に必要である。大学進学に向けて合理的配慮も必要になってくる。学校設定科目に心理学という内容を設定し、発達障害等も含め自己理解を進めた学校もある。科目名を工夫し、取り入れるという手立てもある。

### ③ 通級担当教員の専門性向上

- ・ 担当者同士が意見交換できる「共有の場」の設定が求められる。管理職向け研修の充実も必要である。

- ・ 高等学校受験に対する進路指導は大切であるが、教員だけの努力ではなく、情報をもっている卒業生や保護者からも情報をももらうなど工夫ができる。

- ・ 教職課程の中で、特別支援教育に関する実践的な指導を受けた学生が教員として採用されていくようになっている。大学を終え、即、通級を担当できるような、通常の学校において、特別支援教育に関する専門的な知識を有するような教員養成のあり方についても検討していく必要がある。

- ・ 特に高等学校卒業後は、頼れる人の存在が必要であるといわれており、頼れる人をどう作れるかもポイントになってくる。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能は活用できる。県内だと異動があり、横のつながりもある。進路指導において、特別支援学校には障害者雇用や就労支援に関する専門性を有している。特別支援学校のセンター機能を活用して、情報を提供してもらうなどするといいい。

### ④ 設備や管理

- ・ 「文書は紙」という点は、学校の抜本的な意識改革が必要であり、データ管理等の観点から提案していくことも必要である。通級担当教員が率先して変革できる点でもある。

- ・ 保護者との連携において ICT 活用を進めるべきである。その際、個人情報の観点から、あらかじめ保護者から同意を取っておくという対応が考えられる。

## 2-2. 事例の収集

### 2-2-1. 目的

「2-3. 実践事例集の作成」に記載する実践事例についての情報を収集すること

### 2-2-2. 調査対象

事例の収集における情報の収集対象については、「2-1. 通級による指導に関する実態把握」における学校の調査対象選定段階においてその選定基準に加味されている。よって、「2-2. 事例の収集」における調査対象は、「2-1. 通級による指導に関する実態把握」と同様である。

### 2-2-3. 調査結果

前述のとおり、事例の収集における情報の収集対象については、「2-1. 通級による指導に関する実態把握」における学校の調査対象選定段階においてその選定基準に加味されている。これにより、「2-1. 通級による指導に関する実態把握」におけるヒアリング調査と同時に、事例の収集の観点からも調査が実施されている。また「2-2. 事例の収集」における調査結果は「2-3. 実践事例集の作成」を通じて実践事例集に記載されている。よって、「2-2. 事例の収集」の調査結果については、「2-3. 実践事例集の作成」に記載の実践事例の箇所を参照されたい。

## 2-3. 実践事例集の作成

### 2-3-1. 目的

本調査で得られた個別の指導計画を活用した実践事例について整理・周知することで全国への知見の共有を図る。

### 2-3-2. 事例集作成の詳細

「2-1. 通級による指導に関する実態」及び「2-2. 事例の収集」を通じて、事例の選定及び調査を実施した。この調査結果を基に、実践事例集を作成した。本節の事業内容については、別添の事例集を参照。

### 2-3-3. 事例集の周知

事例集の周知を目的として下記イベントを実施した。全国の自治体及び教育関係者の144名が参加した。

## ○ 周知イベントの概要

名称：通級による指導の今とこれから

日時：2024年3月25日（月） 15：00～16：30

場所：オンライン（zoom）開催

費用：無料

プログラム：

1. ご挨拶

／文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

2. 本事業調査結果報告と解説

／進行：リディラバ

コメンテーター：

○ 海津 亜希子 先生（明治学院大学 心理学部 教授）

○ 高松 慶多 先生（三鷹市立第二中学校 主幹教諭）

- ・ 自治体へのアンケート結果からみる課題と対応
- ・ 学校ヒアリングからみえた課題と対応
- ・ 学校ヒアリングからまとめた好事例

登壇者紹介：

○ 海津 亜希子（明治学院大学 心理学部 教授）

東京学芸大学で博士（教育学）号を取得、その後、国立特別支援教育総合研究所で研究員として勤務。途中、テキサス大学オースティン校へ客員研究員として赴任。

通常の学級においてLD等学習に困難の子どものニーズを早期に把握・支援するいわば「つまづかせないための支援」を追究することを目指している。

著書には、多層指導モデルMIM、個別の指導計画作成と評価ハンドブック：学習障害（LD）のある小学生・中学生・高校生を支援するなど多数

○ 高松 慶多（三鷹市立第二中学校 主幹教諭）

通常の学級の教員を経て、特別支援教室の教員に。「自己肯定感を高める関わり」を研究しながら、全国情緒障害教育研究会、東京都情緒障害教育研究会等にて実践発表。

NHK「おとなりさんはなやんでる。」でも学級が紹介された。

●プレス等キービジュアル

 令和5年度文部科学省委託事業  
「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業  
(個別の指導計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業)」

## 通級による指導の 今とこれから

一個別の指導計画を活用した  
“寄り添う”指導とは—

**3.25.Mon 15:00-16:30**  
@ オンライン zoom



**海津 亜希子**  
明治学院大学  
心理学部 教授



**高松 慶多**  
三鷹市立第二中学校  
主幹教諭

●プレスリリース URL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000106.000046389.html>

## 2-4. 個別の指導計画の様式の収集及び整理

### 2-4-1. 目的

各都道府県や政令指定都市で作成している個別の指導計画の様式を収集することが目的である。また、併せて共通している項目等について整理する。通級による指導で使用する様式のみに限らず、幅広い収集を実施した。

### 2-4-2. 調査概要

#### ・調査対象：

本調査の対象は、全ての都道府県及び一部の市区町村である。ただし、本事業内における他調査において重複している対象は除外している。調査対象一覧は下記表を参照されたい。本報告書では、都道府県における傾向のみを整理する。

No	都道府県
1	青森県
2	宮城県
3	秋田県
4	山形県
5	福島県
6	茨城県
7	栃木県
8	千葉県
9	神奈川県
10	新潟県
11	石川県
12	山梨県
13	静岡県
14	愛知県
15	京都府
16	奈良県
17	和歌山県
18	鳥取県
19	島根県
20	岡山県

21	徳島県
22	香川県
23	佐賀県
24	長崎県
25	熊本県
26	大分県
27	鹿児島県
28	沖縄県

No	市区町村
1	千葉市
2	横浜市
3	川崎市
4	相模原市
5	新潟市
6	静岡市
7	浜松市
8	名古屋市
9	京都市
10	大阪市
11	堺市
12	岡山市
13	広島市
14	熊本市

・ **調査手法：**

デスクリサーチによる調査を実施した。デスクリサーチの対象はインターネット上で入手できる情報に限定した。よって、本調査に関する都道府県や地方自治体への問い合わせは実施していない。

・ **具体的な結果の整理の分類フロー：**

本調査に関する定義と、「個別の指導計画」の様式に関する情報収集のフローは、以下のとおり。

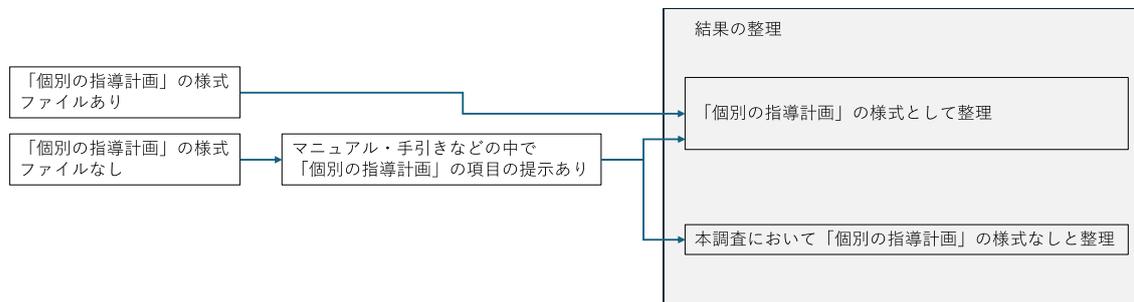


図. 結果の整理の分類

各調査対象において、「個別の指導計画」の様式が電子ファイルなどで提供されている場合、「個別の指導計画」の様式として整理した。また、こうしたファイルが提供されていない場合でも各調査対象において自立支援に関するマニュアルや手引きなどが提供されているときがある。こうしたマニュアルや手引きの中に「個別の指導計画」の様式が示されている場合にも「個別の指導計画」の様式として整理した。つまり、調査対象により何らかの「個別の指導計画」に関する項目の情報が体系的に提供されている場合、この情報を「個別の指導計画」の様式として整理した。これらの情報が得られなかった場合に、「個別の指導計画」の様式はなし整理した。

以上の整理で「個別の指導計画」の様式なしと整理された調査対象に向けて、問い合わせを実施していないことから、調査対象が様式を保持しているが公表していないケースなども想定される。よって、「収集対象の様式なし」との整理は、調査対象が個別の指導計画の様式を提供していないと整理するものではなく、あくまで本調査において収集対象の様式が入手できなかったことを意味することに留意されたい。

・ **調査結果分類のためのカテゴリの定義：**

本調査では、収集した「個別の指導計画」の様式の内容を踏まえ、分類のためのカテゴリを定義している。以下ではこれらのカテゴリについて整理する。

・ **学校種：**

調査対象が提供する様式における学校種の対象を明言している、または対象とする学校種が明確に読み取れる場合に、学校種について分類を行っている。

・ **学級種：**

調査対象が提供する様式における学級種の対象を明言している、または、対象とする学校種が明確に読み取れる場合に、学校種について分類を行っている。

・ **様式のタイプ：**

調査対象が様式のタイプを明言し、複数の様式を提供しているケースがある。こうしたケースにおいては、調査対象が提供している様式のタイプをそのまま分類のカテゴリに使用している。

・ **様式の対象に関する記述：**

上記の学校種や学級種の分類に関して、当該の様式の対象となる学校種や学級種が明記されている場合、この情報を本カテゴリに整理した。

- ・ 様式リンク：調査対象が提供している様式が提供されているリンク。
- ・ 参照リンク：調査対象が提供している様式を含むガイドブックや手引きなどが提供されているリンク。
- ・ 具体的な様式の記入例：様式に関する具体的な記入例の有無。
- ・ その他：その他、参考となる情報がある場合に記載。

・ **様式における項目の定義：**

「個別の指導計画」の様式に記載された項目についての分類方法について整理する。今回の調査で把握された様式にも様々な項目が用いられていることから、項目の内容を鑑み、項目の分類を実施した。以下ではこの項目の分類の定義を示す。収集された様式に記載されている項目をこれらの定義により項目の分類を行った(下記図参照)。

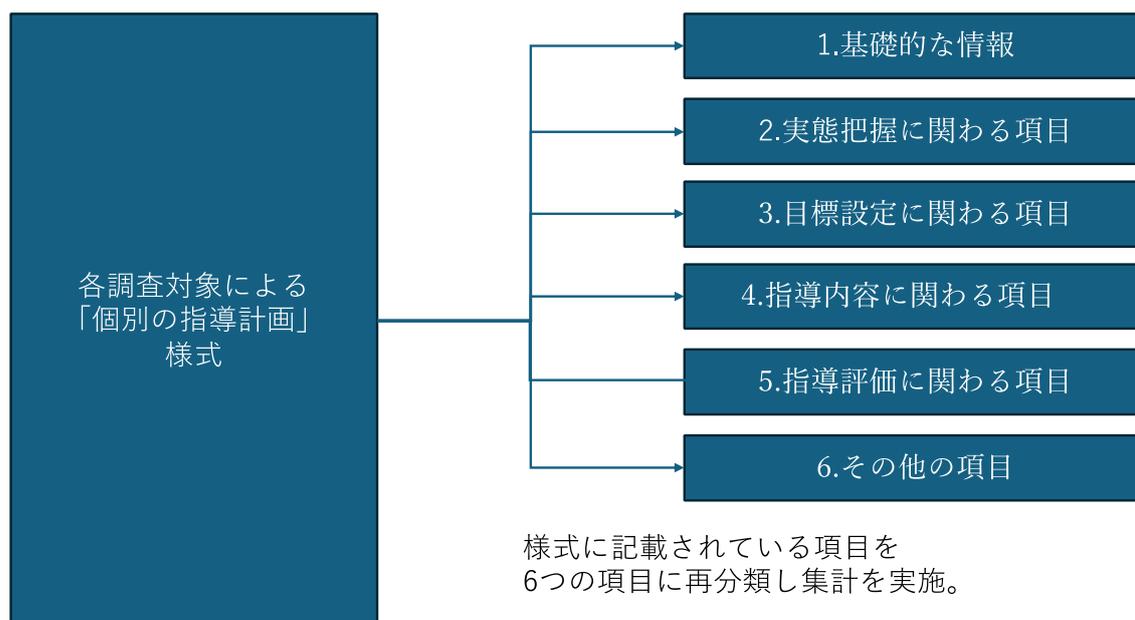


図. 項目の分類

## ○ 項目に関する6つの分類

### 1. 基礎的な情報

→ 「個別の指導計画」の策定に係る指導内容や目標、児童の実態に関する情報以外の項目と定義する。

### 2. 実態把握に関わる項目

→ 児童の状態に関する情報の項目。これには本人の状態だけでなく、保護者等の希望なども含む項目と定義する。また、児童の障害に関する情報は基本的な情報に分類するものとする。

### 3. 目標設定に関わる項目

→ 短期・中期・長期に関わらず計画上で目標と定められた情報の項目と定義する。

### 4. 指導内容に関わる項目

→ 具体的な指導内容に関する情報に関する項目と定義する。

### 5. 指導評価に関わる項目

→ 指導の結果として得られたこと及びこれへの評価に関する項目と定義する。

### 6. その他の項目

→ 上記のいずれにも該当しない項目と定義する。

## 2-4-3. 調査結果

以下、本調査の定量的な結果について整理し、その傾向に関する考察を行う。

### ・様式の提供を行っている自治体数(都道府県)

- 本調査で調査対象となった都道府県数：29
- 本調査で様式の提供を確認できた都道府県数：23
- 提供が確認できた様式の種類：43 種類

## ○ 項目に関する6つの分類

### 1. 基礎的な情報

「基礎的な情報」には、「氏名」、「学年・組」、「作成者」などのほか、様式別のバリエーションが反映されており、項目内容は多様である。しかし、この情報だけでは、様式がどのような書類とセットで書類として機能しているのかが不明であるため、どういった項目が重要であるかは明言することは難しい(様式には含まれていないが、セット

で用いられる書類にその情報が含まれる可能性がある)。

以下、重複する項目を含むが、一部を例示する。

※ 「基礎的な情報」に含まれる項目(一部)：

- ・ 学年・組
- ・ 本人氏名
- ・ 保護者氏名
- ・ 性別
- ・ 作成者
- ・ 学級担任
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 生年月日
- ・ 手帳の有無
- ・ 障害、疾病名、等

## 2. 実態把握に関わる項目

「実態把握に関わる項目」には、基本的に本人の現在の生活や学習の状態、本人や保護者の願いなどが項目立てられているが、自治体によりその粒度や把握の方法(記述式や選択式など)が異なっている。以下、重複する項目を含むが一部を例示する。

※ 「実態把握に関わる項目」に含まれる項目(一部)：

- ・ 現在の実態
- ・ 本人・保護者の願い
- ・ 障害の状態・生活習慣
- ・ 社会性・人間関係・コミュニケーション
- ・ 認知・感覚・学習
- ・ 興味・関心・意欲・情緒
- ・ 運動・動作・作業
- ・ 進路希望
- ・ 学校生活の様子
- ・ 実態(基本的な生活習慣、運動・健康、対人関係・社会性・行動、学習)
- ・ 本人が教科学習で抱えている制約や困難さ(以下①～⑩から選択)
  - ①見えにくさ    ②聞こえにくさ    ③道具の操作の困難さ
  - ④移動上の制約    ⑤健康面や安全面での制約    ⑥発音のしにくさ
  - ⑦心理的な不安定    ⑧人間関係形成の困難さ
  - ⑨読み書きや計算等の困難さ    ⑩注意の集中を持続することの困難さ
- (他) 記憶することの苦手さ    自由に表現していく困難さ

- ・ 学習面：うまくいっている状況、つまずいている中でもうまくいっている状況
- ・ 生活面：うまくいっている状況、つまずいている中でもうまくいっている状況
- ・ 実態(日常生活、国語、算数、等)
- ・ 得意なこと、興味・関心
- ・ 苦手なこと・配慮すること、等

### 3. 目標設定に関わる項目

「目標設定に関わる項目」については、全ての様式において、短期目標や指導内容、長期目標等の項目が記載されており、大きな差異は見られない。ただし、項目レベルに記載されている粒度は様式により異なる。例えば、指導期間、教科別、基本的生活習慣、運動・健康、対人関係・社会性・行動、学習などによる分類である。

### 4. 指導内容に関わる項目

「指導内容に関わる項目」については、全ての様式において、目標に応じた項目が記載されており、大きな差異は見られない。

以下、重複する項目を含むが、一部を例示する。

※ 「指導内容に関わる項目」に含まれる項目(一部)：

- ・ 通級指導教室での指導内容(1学期・2学期・3学期)
- ・ 通常の学級での指導内容又は配慮事項
- ・ (優先順位別)具体目標・指導の内容
- ・ 手立て(教科別)
- ・ 具体的な手立て
- ・ 指導や支援の内容及び方法
- ・ 手立て(基本的生活習慣、運動・健康、対人関係・社会性・行動、学習)
- ・ 「きめ細やかに指導をするために」各教科の困難さにおける指導内容・方法の工夫
- ・ 困難さ(教科別)
- ・ 指導の工夫の意図、手立て(教科別)
- ・ 手立て・取組みの様子  
(基本的生活習慣、運動・健康、対人関係・社会性・行動、学習) 等

### 5. 指導評価に関わる項目

「指導評価に関わる項目」については、全ての様式において、おおむね短期の目標・長期の目標に対する評価や、変容に関する項目が記載されており、大きな差異は見られない。

以下、重複する項目を含むが一部を例示す。

※ 「指導評価に関わる項目」に含まれる項目(一部)：

- ・ 成果
- ・ 到達点
- ・ 課題
- ・ 引継ぎ事項
- ・ 全体的な評価
- ・ 指導内容別の評価
- ・ 幼児児童生徒の変容
- ・ 評価(教科別)
- ・ 指導や支援の評価 等
- ・ 結果(基本的生活習慣、運動・健康、対人関係・社会性・行動、学習) 等

## 6. その他の項目

様式に含まれる項目の多くは、上記 1-5. 以外にも関係機関からの情報提供や指導、保護者面談や校内支援委員会の記録、校内支援体制などの項目があった。

## 2-5. 検討委員会の実施

### 2-5-1. 目的

本事業の効果を高めるために、本事業領域に知見を持つ有識者から構成される検討委員会を実施する。

### 2-5-2. 各検討委員会における検討の概要

本検討委員会においては、以下の検討を行った。また、各検討委員会において使用した資料については、添付資料「検討委員会における使用資料」を参照。

本検討委員会における委員は、以下のリスト参照。

所属
一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長、児童精神科医
明治学院大学心理学部教育発達学科 教授
三鷹市立第二中学校 中学校・特別支援教室担当
戸田市教育委員会 教育政策室 教育センター担当主事 兼 指導主事
宮崎大学教育学部教育臨床心理講座 准教授

### 第1回検討委員会

日時：2023年11月17日（金） 16：00～18：00

実施場所：オンライン開催（ZOOM）

議事

- ・ 検討委員のご紹介
- ・ 文部科学省ご挨拶（初等中等教育局特別支援教育課課長補佐）
- ・ 事業概要説明
- ・ 調査内容・対象について
- ・ その他のご意見

### 第2回検討委員会

日時：2024年2月13日（火） 15：30～17：30

実施場所：オンライン開催（ZOOM）

議事

- ・ 事業実施状況報告
  - アンケート、ヒアリング状況共有
  - アンケート結果共有（速報）
- ・ 好事例集について
- ・ 事務連絡等

### 第3回検討委員会

日時：2024年3月12日（火） 17：00～18：30

実施場所：オンライン開催（ZOOM）

議事

- ・ 文部科学省ご挨拶（初等中等教育局特別支援教育課課長補佐）
- ・ 事業報告およびお願い
  - アンケート・ヒアリング調査より
  - デスクリサーチ調査より
  - セミナーについて

## 3. 本事業の総括

本事業において、「通級による指導に関する実態」における自治体アンケートから、多くの自治体で様式の提示が行われており、また、通級指導に関する研修を行っている割合も高い数値となった。

こうした結果からは、自治体側における通級の実施体制の整備や通級指導におけるサポートが浸透していることが見て取れる。しかし、本事業における検討委員会では、様式を提示していることだけが重要ではなく、現場における自由度があることも大切な視点である

という指摘や、また様式を書くことに注力してしまうよりも、様式をどう活用するかという視点の方が重要である指摘があった。同様に、「通級による指導に関する実態」や「事例の収集」に関するヒアリング調査から、通級指導における検討のポイントとして、検討委員会において以下の指摘があった。

#### ○ アセスメントの視点

簡易に利用できるチェックリストの活用の有効性。

#### ○ 通級の意義理解の促進の必要性

児童生徒が自己実現をどうしたらできるのか、その目標を掲げることが重要であり、また、児童生徒自身が社会に出ていく過程にて自身で自己を理解し、合理的配慮を求めながらも自己表現する力を養うことが重要である。

#### ○ 連携体制の強化

中学校以降は担任制となり、実態把握が難しくなるという課題感が把握されたが、各教科の教員と実態把握という観点からの連携が強化できれば、より多角的な視点から、児童生徒の実態を把握することができるとの指摘が挙げられた。同様に、教員や学校内のみでカバーしきるのではなく、特別支援学校や卒業生、その親の情報を得るという視点もある。

#### ○ 設備面の検討

教員負担や書類を見返す負担を軽減するためにも、ICT化は推し進めるべきこと、また、その仕組み・整備の視点では、教育委員会や学校管理職側においても工夫の余地がある。

ヒアリングからみえた課題については、検討委員会において様々な示唆があり、その解決策を考えるにあたっては、意識変革が必要なものなのか、仕組みや制度の変革が必要なものなのかを念頭において整理すると理解がしやすい。意識変革については通級の担当者だけではなく、管理職も含んだ学校全体を指しており、決して通級の担当者個人の課題ではない。

「実践事例集の作成」においては、前述のアンケート調査やヒアリング調査を踏まえ、「①実態把握と指導目標(ねらい)、②指導の実施、③評価・見直し、④引継ぎ」という4つのフェーズ別に実践事例を整理した。

「個別の指導計画の様式の収集」においては、自治体により提供されている様式では、共通の項目を持ちつつも、項目の粒度や様式のタイプは様式によって多様であるという傾向が把握された。検討委員会からの意見でも、計画の項目の詳細さよりも、指導実施をする教員にとって活用しやすいものとなっていることが最重要であることが指摘されている。利用しやすい様式の整備と提供に加え、活用方法の例示や、情報共有を行う機会を併せて実施することが必要となる。

本事業全体を通じて、個別の指導計画は、児童生徒にとって自己理解を促し、必要な指導や配慮を受けることにつながり、かつ指導教員にとっても、他者の巻き込みや、指導の方針を決める上で、有用に利用できることが把握された。本事業で把握された課題を踏まえ、より良い通級による指導を行うためには、個別の指導計画の有効的な活用について検討を続けていくことが重要である。

以上